

平成28年12月高浜市議会定例会会議録（第2号）

日 時 平成28年12月6日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 長谷川広昌議員 (1) 中央公民館取り壊しの是非を問う住民投票の結果を受けて  
(2) 公共施設関連について  
(3) 平成29年度当初予算の考え方について
2. 内藤とし子議員 (1) 2017年度予算要望にあたり市民要望の具体化を求める  
(2) ポートピア計画について  
(3) 商工会等に対する移転補償について
3. 幸前信雄議員 (1) 平成29年度に向けての市政クラブの政策提言について  
(2) 市長の政治姿勢について
4. 黒川美克議員 (1) 水道事業について  
(2) 工業用地創出事業について
5. 北川広人議員 (1) 福祉行政について  
(2) 医療行政について

出席議員

1番	杉浦康憲	2番	神谷利盛
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
5番	長谷川広昌	6番	黒川美克
7番	柴田耕一	8番	幸前信雄
9番	杉浦辰夫	11番	神谷直子
12番	内藤とし子	13番	北川広人
14番	鈴木勝彦	15番	小嶋克文
16番	小野田由紀子		

欠席議員

10番 杉浦敏和

説明のため出席した者

市 長	吉 岡 初 浩
副 市 長	神 谷 坂 敏
教 育 長	都 築 公 人
企 画 部 長	神 谷 美百合
総合政策グループリーダー	野 口 恒 夫
総合政策グループ主幹	榊 原 雅 彦
人事グループリーダー	杉 浦 崇 臣
総 務 部 長	内 田 徹
行政グループリーダー	山 本 時 雄
行政グループ主幹	杉 浦 嘉 彦
行政グループ主幹	中 川 幸 紀
財務グループリーダー	岡 島 正 明
市民総合窓口センター長	大 岡 英 城
市民窓口グループリーダー	三 井 まゆみ
市民生活グループリーダー	芝 田 啓 二
税務グループリーダー	山 下 浩 二
福 祉 部 長	加 藤 一 志
地域福祉グループリーダー	木 村 忠 好
地域福祉グループ主幹	安 蒜 丈 範
介護保険・障がいグループリーダー	竹 内 正 夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野 口 真 樹
生涯現役まちづくりグループリーダー兼福祉グループリーダー	磯 村 和 志
こども未来部長	中 村 孝 徳
こども育成グループリーダー	都 築 真 哉
文化スポーツグループリーダー	鈴 木 明 美
都 市 政 策 部 長	深 谷 直 弘
都市整備グループリーダー	田 中 秀 彦
企業支援グループリーダー	島 口 靖
都市防災グループリーダー	神 谷 義 直
上下水道グループリーダー	杉 浦 睦 彦
地域産業グループリーダー	板 倉 宏 幸
学校経営グループリーダー	内 藤 克 己

学校経営グループ主幹 岡本 竜 生

監査委員事務局長 杉浦 義 人

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長 加 藤 元 久

主 査 内 藤 修 平

## 議事の経過

○副議長（浅岡保夫） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

---

### 午前10時00分開議

○副議長（浅岡保夫） ただいまの出席議員は15名であります。よって、これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（浅岡保夫） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

---

○副議長（浅岡保夫） 日程第1 一般質問を行います。

議事運営上、質問については通告順に従って発言を許します。

なお、関連質問については、通告による質問が終了してから発言を認めますので、そのように御了承をお願いいたします。

5番、長谷川広昌議員。一つ、中央公民館取り壊しの是非を問う住民投票の結果を受けて。一つ、公共施設関連について。一つ、平成29年度当初予算の考え方について。以上、3問についての質問を許します。

5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました中央公民館取り壊しの是非を問う住民投票の結果を受けて、公共施設関連について及び平成29年度当初予算の考え方について、一問一答方式で一般質問をさせていただきます。

まず、中央公民館取り壊しの是非を問う住民投票の結果を受けてについて質問いたします。

平成28年11月20日、本市で初めての住民投票が実施されましたが、このことについて私はこれまでの議会において、市長に対し再三、市民の皆様の声に耳を傾け、意見等をしっかりと聞いて丁寧に物事を進めていっていただきたいとお願いをしてまいりました。これは急がずにもっと時間をかけることで、より多くの市民の皆様を知っていただいたり、意見をさらに聞くことができ、その結果、より多くの市民の皆様が納得することにつながるのではないかという思いからでございます。しかしながら、全く聞く耳を持っていただけず、住民投票にまでさせてしまったこの市長の責任は大変重いと考えますが、このような市政運営に対し、市長は現在どう考えているのか、お伺いします。

○副議長（浅岡保夫） 企画部長。

○企画部長（神谷美百合） ただいまの質問の中で、市は全く聞く耳を持たなかったという内容がございましたが、公共施設のあり方につきましては、市民説明会を平成26年度から28年度にかけて、さまざまな団体に対して40回ほど開催し、その中で意見交換もさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

ただ、公共施設のあり方につきましては、課題が複雑で市民の方々になかなか関心を持っていただけなかった、御理解をいただくのに時間がかかったことは事実だと思っております。

今回は中公の廃止という争点ではございましたが、市民お一人一人が課題と捉える視点というのが中公の建物についてであったり、高浜分院であったり、あるいは将来の高浜の財政であったり、それぞれであり、今回改めて住民投票で扱った内容の難しさを感じております。

今後につきましては、一層の情報提供に努めまして、特に来年度からは後期基本計画の策定に入っておりますので、市民と行政の協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） ありがとうございます。

私は答弁者を市長と指名させていただいておりますが、市長が自分のお言葉でほかに何かございませんか。よろしく願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 御質問の中で、市長の責任は大変重いという御指摘もございました。しかしながら、吉岡市長は市長の専決処分権を乱用して今ここまできているわけではございません。当然、しかるべき時期に議決という大変重い判断をしていただいた結果で今こうなっておるということですので、御理解をいただければと思います。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） ありがとうございます。

市長のほうから御答弁がないということで残念でございますが、私は今回の住民投票にまで至

ってしまったことについて、議会が二元代表制の市政をチェックする機関として機能せず、議会の一員として私の大変力不足で市民の皆さんに申しわけないと思っておりますが、市長は自分自身のお言葉で何も答えないということで、非常に残念でございます。

次の質問でございますが、結果についてお伺いをいたします。

住民投票は不成立となりましたが1万3,034票の思いがございました。中日新聞による出口調査の回答では約75%が反対ということでありました。市長は今回の結果で、市の方針が認められたと受け取るのではなく、住民投票に至った経緯や理由、署名した市民らの気持ちをもっと酌み取っていただきたい。それと同時に、情報公開を徹底し、議論を深め、市民目線の市政運営をしていただきたいが、どうお考えですか。よろしくお願ひいたします。

○副議長（浅岡保夫） 企画部長。

○企画部長（神谷美百合） 11月22日掲載の中日新聞の出口調査の数字というのは、回答者が47名と承知をしております。75%という言い方が適当かどうかはわかりませんが、公共施設の最適配置の問題は、これまでに取り組んできたことのない新しい政策でありますので、個別・具体的な施設の統廃合となりますと、さまざまな御意見が出てくることは当然のことと考えております。

今回の住民投票では、住民投票が扱う課題の難しさを痛感いたしました。市民の皆様が公共施設のあり方について目を向けるきっかけとなったと思っております。また、昨年度実施いたしました公共施設の住民説明会のアンケートの結果でございますが、7割近い方が学校施設への複合化や集約化を図るべきと回答されております。

こうしたことから、本市が目指す公共施設総合管理計画では、厳しい財政状況の中、今ある施設をこのまま維持していくのではなく、大規模改修時という大きなタイミングに合わせて複合化を行い、大規模修繕費、ランニングコストを下げまして、中長期的な視点から将来費用を抑えることができる計画となっております。この計画を改めて市民に対して説明してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） ありがとうございます。

今、御答弁にございましたが、さまざまな意見が出てくることは当然なことと考えていたのか、これまでに取り組んできたことのない新しい政策と考えていたのに、なぜもっと時間をかけ、丁寧な説明をし、より多くの市民の皆さんに理解を得ようとせず強引に進め、結果、住民投票にまで発展させてしまったのか、実に市長の責任は重く、問題がございます。

さらに、答弁に反省が全く感じられません。これから先々のことが今の御答弁の姿勢では、市民の皆さんも不安を覚えるはず。この計画を改めて市民に対し説明してまいりたいと答弁がございましたが、具体的にいつ、どのようにして説明をしていくのか、お答えください。

○副議長（浅岡保夫） 総合政策グループ。

○総合政策G（野口恒夫） 一層の情報提供というところで、具体的にどのように行うかという御質問かと思えます。

高浜市自治基本条例に規定します情報共有の原則にのっとりまして、コストやメリット、あるいはデメリットなどをわかりやすく積極的に情報発信してまいりたいと考えております。

また、先日、総合計画推進会議の中で、ある委員より、行政から提供されるグラフや表、資料に書かれている内容は大変難しく市民にはわかりづらい、一方で市政クラブさんより出されました漫画でのチラシ、これは大変見てわかりやすかったという御意見がございました。市としても、例えばですが、漫画を活用してポイントを絞った情報の伝え方などの工夫をして、市民に対しても周知を図ってまいりたいと思っております（訂正後述あり）。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） ありがとうございます。

いつ具体的に説明するのか、その答弁が抜けておりましたので、お答えください。

○副議長（浅岡保夫） 総合政策グループ。

○総合政策G（野口恒夫） まだ詳細な時期はわかっておりませんが、広報の特別号を企画しております。早くて2月ごろ、遅くて3月ごろを予定しております。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） なるべく早く市民の皆さんにわかりやすく説明をしていただきたいと思いますが、しっかりと今回の住民投票に発展させてしまった市政運営の反省を生かし、徹底した情報公開と粘り強く丁寧な説明を市民の皆さんにしていきたい、強く要望させていただきます。

次に、不成立ではありましたが、市から委託され住民投票前に開かれた公開討論会のコーディネーターを務められた児玉氏によれば、40%に近い投票率というのは高い関心のあらわれと読売新聞で指摘をしております。

さきの9月議会において、住民投票の投票率50%未満でも開票し、公表するように住民投票条例の一部改正案を上程させていただきました。改正理由は効力のない開票結果でも投票していただいた市民の意思が確認でき、市民や関係者の参考になるということ、住民投票の目的である間接民主制の補完に役立つこと、開票結果を出さないと市長や議会の説明責任が果たせないということでした。

そこで、今回初めて住民投票を実施し、さまざまな課題が浮かんだと思いますが、行政として今後どう課題解決していくのか。また、住民投票が不成立となってしまったことについてどう反省し、今後生かしていこうとしているのか、お伺いをいたします。

○副議長（浅岡保夫） 企画部長。

○企画部長（神谷美百合） 啓発運動につきましては、通常の選挙と同等もしくはそれ以上に行

ってきたと考えております。

投票啓発の取り組みの一つとして、住民投票される市民の方々へ理解を促し、公平な判断をしてもらうための一助として討論会を録画し、インターネットや公共施設のほうで公開するという試みを初めて実施をいたしました。

この公開討論会を委託したリンカーン・フォーラム中部代表の児玉氏によれば、住民投票に絡んで行政側や市民グループ側によるシンポジウムなどが開催されたケースはありますが、賛成、反対の意見を述べ合う討論会は前例がなく、市民が市政について考えるよい機会になると話されております。

50%の投票率を超えることができなかった要因は推測の域を出ませんが、今回改めて住民投票で扱った内容の難しさを感じておるところでございます。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） こちらも反省が余り感じられない答弁で残念でございますが、インターネットで公開討論会を行ったことは評価をしておりますが、選挙投票の啓発については、物足りなかったと感じております。

例えば、長野県の佐久市での住民投票では、告示日の朝に市長、市議会議長、副市長、市職員などが駅前に立ち、通学、通勤の市民に住民投票を呼びかけたり、大型スーパーで来店客に投票を呼びかけながらチラシを配ったりしております。また、告示日から投票日前日まで、毎朝職員約50人が街頭活動をしたということでございます。その他、いろいろ活動したとあり、その結果、投票率54.87%で住民投票は成立をしております。このような事例を考えると、やはり我々議会や市長の市政運営が市民に関心を持っていただけていないことのあらわれであり、今の市政に魅力がないということが言えるのではないかと考えます。

だからこそ、今回の住民投票を通じ、我々議会も行政も大いに反省をし、本市をよりよくするために考えていかなければなりません。これから高浜小学校等整備事業、病院移転建設など市民の皆様に密接する大きな事業が控えております。今後二度と同じ失敗を繰り返さないために、市長は市政運営をどう改善していこうとしているのか、具体的に教えていただきたいと思っております。

○副議長（浅岡保夫） 企画部長。

○企画部長（神谷美百合） まず最初に、住民投票が実施されましたことは、失敗ということではなくて、市の提案と議会の議決に対して補完的に意見を聞くことができる市民に与えられた権利であると思っております。

高浜小学校等整備事業などにつきまして、今後進めていく公共施設に関しましては、これから具体的な検討に入ることから、これからも高浜市自治基本条例に規定する情報共有の原則にのっとり、コストやメリット、デメリットなどをわかりやすく積極的に情報発信してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 住民投票にさせてしまったこの責任は重いと思いますよ。市民の方に伝家の宝刀を抜かさせてしまったんですよ。その辺、しっかりと反省をしていただきたい。先ほども答弁で何度も申し上げてまいりましたが、その辺をしっかりと反省しないと、次に本当に生かしていけないんですよ。だから、そこら辺しっかりと行政も考えていただきたいと思います。

○副議長（浅岡保夫） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 先ほども少し答弁させていただきましたが、この問題というのは、総合的で長期的な視点を要して、いろいろな選択肢がある、可能性があるということで、私どもとしても、議決事件というのはしかるべき時期にいただいていこうというスタンスは当然のことではありますが、その前提がなければ話が前に進まないことがたくさんあるということをお覚もしております、そのために特別委員会というものを設置をいただき、議決事件の前に時間をかけて議員の皆様とまずは議論をしていこう。いろいろな選択肢がある中で、市民の皆さんに外へ出して、さあ、どうしましょう、これでは恐らく前に進まなかったと思います。このやり方については、今後も継続をしていくという考えでおりますが、ただこれから進めるに当たって、市としての方針のところをお示ししながら、ある程度の選択肢というものも説明をして進めていきたいというふうに考えております。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） しっかりと反省して、前に進んでいくなら行っていただきたいと思っておりますけれども、本当にこれだけの答弁でよろしいでしょうか。市長、市民の皆さんに向かって、御自身のお言葉でしっかりと今後、どう改善していくのか、改めて答弁をお願いします。

○副議長（浅岡保夫） 市長。

○市長（吉岡初浩） 今、副市長からもお話がありましたように、議会からの議決をいただくまでに実は相当時間をかけておるんですよ、これは長谷川議員も御承知だと思いますが。また、関係者が非常に多い課題であります。それは住民の方々だけではなくて、もちろん議会もそうですが、この事業そのものに関しても中央公民館、市庁舎、そして学校、それぞれの建設に関してPFIだとか、リースだとか、いろいろな手法を用いておること、また、病院に関しては、これは完全な民間の相手になります。

そういったことを慎重に進めながら、議会にも大まかな概要をお話をしながら、これ何年かけてやってきたと思いますか。それだけかけて議会の方に御説明をした中で、議員さんの中で、今回でもはっきりと御自分の態度を表明された方もお見えになりますが、そうじゃないような立場でお話をされている方もおいでだというふうに思っております。

ここへきて、議会の議決までいただいた議案ですので、ぜひ皆様方のお考えを出していただきながら、一人、市の説明だけでは、これは到底、何年もかけて議会で相当の資料を出して説明し



てきたものです。これを、それこそ一月、二月、何回か住民の方にも御説明をしましたが、やはり多様な考えの中で、ある程度の方向性をお示ししなければ、この課題は絶対進まないというふうに思っております。

ぜひそういう意味では、我々の説明不足、盛んにそういうお話が出ますが、皆様方にも御協力をいただくこと前提で議会にかけております。議決をされたというのは、それだけ重いことだと私は受け取っておりますので、そういう意味では反省をというお声もありましたが、我々の反省もございしますが、ぜひ議会の方にも御協力をお願いしたいというふうに思っております。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） ありがとうございます。

今、時間をかけて議会に説明しとあったんですけれども、大きな複合化、そういった話は市長のおっしゃるとおり2年ぐらいしてきたと思いますよ。ただ、中央公民館を取り壊して、そこに病院を持ってくると、そういった話は平成27年8月に初めて議会、我々が知って、市民の皆さんが平成27年11月に市民説明会で初めて知って、それで28年3月に議会で議決を得た。ここは余りにも短いと思いませんか。

〔「議長、総務部長」と呼ぶ者あり〕

○5番（長谷川広昌） まだ話していますよ。そこら辺をしっかりと受けとめずに、議会で議論したというふうに、そういった詭弁を使ってもらっては、高浜市は本当によくならないと思いますよ、本当に。そこら辺を議会と行政がしっかりと反省して前に進んでいく、これは必要なことだと私は本当に感じております。その辺、どうでしょうか。

○副議長（浅岡保夫） 市長。

○市長（吉岡初浩） 長谷川議員、1年のサイクル、期間というのは、これは民間の交渉では当たり前のことなんですよね。相手方の民間の事業者の中での意思決定とか、そういうタイミングもあるわけです。我々はそういう中で、さまざまな部分に配慮をして皆様方に説明をしまいいりました。そのあたりがおわかりにならないとすれば、議会、そして行政、自治体、そういったところの言ってみれば世の中とのずれということを私は感じます。

言ってみれば、今、工業誘致とかやっていますが、大変な配慮をして我々もやっております。民間の意思決定と我々のスピード感というのは、大変なずれがあるんです。そういうことをよくお考えをいただいて今のお話をされておるとすれば、余りにも世の中と議会がかけ離れておるといふふうにとられても仕方がないのかなというふうに思います。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） そしたら、何で反対署名が1万3,000以上集まったんでしょうね。逆に、市長がずれているんじゃないでしょうか。

〔「議長、市長」と呼ぶ者あり〕

○5番（長谷川広昌） まだ話しています。ぜひ今回住民投票に至った経緯や理由、署名した市民らの気持ちをもっと酌み取っていただきたい。そして、徹底した情報公開をし、対話を深め、丁寧な説明を心がけ、市民目線の市政運営をしていただくことを心からお願い申し上げます。

次に……

〔「議長、市長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（浅岡保夫） 市長。

○市長（吉岡初浩） 1万3,000名の反対署名、長谷川議員は住民投票をわかっておられないようです。住民投票というのは、反対のための署名ではないですよ。本当にそう思っているんですか。こういう議会運営をされておると、我々も住民投票条例そのものの中身が本当にこれでいいのかというふうな思いを持ちます。ぜひ、我々も反省すべきところはございますが、住民投票を反対署名の集まりだなんていう話をされたのでは、議会の中で我々がきちんとお話をする、そういうことができないんじゃないかなというふうに思っております。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 反対署名というのは、全てが反対じゃない、そんなことはわかっていますよ。言葉をそういうふうに捉えていただいたのは、市長の考え方だと思うんですけども、その反対署名の中に、反対署名ではなく、住民投票の署名の中に反対の方の署名が多かったというのは想像できると思いますけれども、そのあたりのことを考えて先ほど私は申し上げました。

次に、公共施設関連について伺います。

まず、新庁舎について、新庁舎建設のコンセプトをお聞かせください。

○副議長（浅岡保夫） 行政グループ。

○行政G主幹（杉浦嘉彦） 現庁舎につきましては、耐震対策が未実施でありまして、震度6強から震度7規模の地震に対し、倒壊または崩壊の危険性があることから、その対策は喫緊の課題でありました。

そうした中で、新庁舎建設のコンセプトにつきましては、以下5点申し上げます。

1点目が、喫緊の課題である耐震性の確保を図ること、2点目が、高浜小学校の建てかえ時に備え、できる限り費用の低減、平準化を図ること、3点目が、いきいき広場の執務機能を再編し、新たなサービスを提供するほか、議会の御理解もいただき議場の多目的化を図り、市民の利用に供すること、4点目が、保有形態の見直しを含め、民間事業者のノウハウ・能力等を最大限に活用すること、5点目が、情報カフェなどにぎわいの創出を図ることです。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） ありがとうございます。

全国的にも例がない庁舎リース方式で賃貸借するという、極めて珍しい方式を採用された理由を改めてお伺いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 行政グループ。

○行政G主幹（杉浦嘉彦） 庁舎整備につきましては、特別委員会でおおむね16回だと思いますが、議論を重ねてまいりました。ただいまの答弁と重複をいたしますが、3点申し上げます。

1点目はスピーディーに喫緊の課題である庁舎の耐震対策を施し、市民の安心・安全の確保に資すること、2点目は高浜小学校の建てかえを初めとする公共施設の建てかえ・大規模改修に備えるとともに、リーマンショックのような急激な社会経済状況の変化に対応するため、基金の取り崩しを極力抑え、財政負担の平準化を図ること、3点目は20年後の社会経済情勢の変化に対応するため、保有形態の見直しを含め、公共サービスの民間へのアウトソーシングを進めていることと、今後ますますIT化が進んでまいりますので、窓口での証明書の発行業務が必要なくなることなど予想されることから、フレキシブルな庁舎とすることです。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） ありがとうございます。

短期間にリース方式に決定し、その後、12月補正予算にも備品等の処分費が計上されておりますが、さきの9月補正予算では収納スペースが確保できないとの理由で書庫を追加購入しております。いずれも想定できる経費であり、当初から計上して当然と思う予算であります。新庁舎における初めての計画や検討が不十分であったことが垣間見え、このような事業の進め方は大変不安を覚えますが、この現状をどのように考えておりますでしょうか。

○副議長（浅岡保夫） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） 新庁舎におきましては、職員一丸となって文書量の削減に加え、文書のPDF化に努めてまいりました。また、キャビネット等については、長年の使用で、例えば棚が変形をしたり、戸のあけ閉めに支障を来しておるというものもございまして、結果として廃棄せざるを得ない状態のものが相当数ございます。そうした中で、可能な限り現在の事務什器を使用することとし、余剰となった什器につきましては、地域団体等にお渡しをするなど、有効に活用した上での処分費用を計上させていただいたというところでございます。

書庫の購入や備品等の処分費につきましては、さまざまな手を尽くして、それでも必要となるものについて、必要最小限の予算をお願いさせていただいたものでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） わかりました。

ただ、質問に的確に答えていないので、もう一度伺いますが、当初からの計画で想定でき得ることが、計画や検討が不十分であるから、次から次へ、これも必要、あれも必要というふうに補正予算が出てくるわけで、このような事業の進め方が大変不安であり、今後どうしていくのかという趣旨の質問でありました。このことについて御答弁、よろしく願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） 当初から見込めたのではないかとということでございますけれども、今回、庁舎の整備につきましては、公募型プロポーザルというところで、選定された業者さんと調整を図りながら進めていったというところでございます。そうした中で、私どものほうも極力費用がかからないようにするという努力の中で、また事業者さんと調整した上での予算計上となったことを御理解いただきたいというふうに思います。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） スピードも大切だと思いますが、本質を見失わないように、しっかりと市民の皆さんの税金を無駄にしない、そういった姿勢でお願いいたします。

また、先日の中日新聞にも記載されておりましたが、現在の市庁舎に市が把握していなかった外壁など3カ所にアスベストが使用されており、そのための追加工事が必要になるとのことで、市庁舎工事全体のスケジュールの変更や追加費用等、市民の皆さんに何か御迷惑をおかけすることは出てくるのか、そのあたり教えてください。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） このことにつきましては、先日、全員協議会におきまして、現状が直ちに危ないというものではないこと、今後の処理方法につきましては、今後調査、検討を進めていく必要があることから、取り扱い注意ということで御報告をさせていただいたものでございます。

現時点といたしましては、それ以上、お答えすることができませんので、よろしくお聞きいたします。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 税金だということをさらに強く心に刻み、今後の事務に当たってください。

次に、先日、新庁舎を内覧させていただきましたが、1階、2階とも市民を迎えたり、職員が業務を行う上で、大変狭いだらうなと感じました。

そこで、改めて庁舎の設計についてお聞きします。

庁舎のスペースは、現場からの積み上げで決定したものなのか、あるいは建設金額ありきでスペースが決定されてきたのか、経緯をお聞かせください。

○副議長（浅岡保夫） 行政グループ主幹。

○行政G主幹（杉浦嘉彦） 新庁舎につきましては、現庁舎の耐震及び劣化改修を行った場合の費用を一つの目安とし、できる限り費用の低減、平準化を図ることとし、民間事業者から提案を求めていますので、スペースには限りがあることはやむを得ないことと考えています。

しかしながら、レイアウトにつきましては、コンパクトな庁舎で利便性の高い行政サービスが

提供できるよう総合窓口を設置することなど、各グループとの打ち合わせやヒアリングを通して配置を決めていますので、限られた金額の中で、現場の意見も踏まえながらスペースの決定を行っています。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） わかりました。

職員の内覧会も行ったと聞いておりますが、実際に業務を行うことになる職員からは、どのような声が上がっているのか、教えてください。

○副議長（浅岡保夫） 行政グループ。

○行政G主幹（杉浦嘉彦） 職員の内覧会ということだけでなく、年末に引っ越しをしますので、職員それぞれの引っ越し部局の確認のため、10月24日の午前と午後に見学会を行っております。

引っ越しは、12月28日の業務終了から31日にかけて順次行ってまいります。都市防災グループからは、防災機器がとまることのないよう事前に防災機器の移動をして対応したいという意見、市民総合窓口センターからは、1月4日の業務開始に向けて、その準備のため少しでも時間が欲しいので、1階から引っ越しができないかなどの意見をいただいております。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） わかりました。現場からの声を大切にし、柔軟に進めていただくようお願いをいたします。また、新庁舎になってからも、市民の皆さんの声や現場の声をしっかりと聞きながら改善を重ね、よりよい新庁舎の体制にしていきたいと思います。

次に、こども未来部と教育委員会がいきいき広場に移転するという判断は、スペースがないからの移転か、それとも移転にメリットがあるという判断によるものなのか、そのあたりお聞かせください。

○副議長（浅岡保夫） こども育成グループ。

○こども育成G（都築真哉） いきいき広場への一部移転につきましては、平成26年8月に公表しております高浜市役所本庁舎整備事業の要求水準書の基本方針の一つであります市役所本庁舎と三河高浜駅前のいきいき広場の執務機能を再編し、新たなサービス提供システムを構築することを踏まえたものでありまして、庁舎整備の選択肢として当初から想定をされていたものと考えております。

これまでもこども未来部と教育委員会は、こども発達センターや保健センターを初めとする福祉部門と連携し、子供の相談支援体制を整えてまいりました。

いきいき広場では、平成27年4月に、子育て世代包括支援センターを設置し、切れ目のない支援を目指した相談体制を拡充してきました。

一方、市役所では、平成28年4月から、こども育成グループの窓口で、特定型利用者支援事業を開始し、保育園入園の相談窓口の強化を図ったところでございます。

今後、こども未来部と教育委員会がいきいき広場に移転することは、関係部署の物理的な距離も近くなり、これまで以上の連携強化につながり、子育て家庭に対する相談支援体制の拡充が期待されることから、メリットがあると考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） わかりました。ありがとうございます。

市民、特に中学校以下のお子様がいらっしゃる方は、児童手当等の手続について、こども未来部と教育委員会がいきいき広場に移転することに不安を感じている方もいらっしゃると思います。そのような不安やデメリットを解消する方策をお示してください。

○副議長（浅岡保夫） こども育成グループ。

○こども育成G（都築真哉） 1月以降、こども未来部と教育委員会の手続全般については、いきいき広場が窓口であることを市役所でも御案内していくこととなります。

保育園・幼稚園の入園につきましては、いきいき広場で御相談いただくことを徹底できるよう、周知をしておりますとともに、子育てに関する相談が気軽にできるよう、いきいき広場を訪れていただき、子育ての相談拠点について御案内できる機会として、今後の支援につなげていきたいと考えております。

児童手当については、現在、転居に伴う変更届の受け付け、氏名変更に伴う変更届の受け付け、2人目以降の出生に伴う額改定届の受け付けを市民窓口グループの窓口で対応しており、その他の手続については、こども育成グループで対応しております。

児童手当の手続では、特に小さなお子さんをお連れの方が不安なく手続できるような配慮が必要と考えております。第1子の出生に伴う新規認定請求の受け付けや転入出の多い時期の受け付けのような場合には、いきいき広場だけでなく、市役所でも受け付けができるような体制を整えてまいります。

また、小・中学校への転入手続については、特別な事情のないケースについては市役所で手続できるようにしてまいります。

なお、庁舎移転については、既に広報への掲載などでお知らせをしているところですが、引き続き子育て支援ネットワークのポータルサイトやメールマガジンといったものを活用し、必要な家庭への周知を図ってまいりますので、議員の皆様方からも市民への周知に御協力をいただきますよう、よろしく願いをいたします。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） ありがとうございます。わかりました。

市民の皆さんに不安や二度手間などが起きることのないような受け入れ態勢の確立をぜひよろしく願いいたします。

次に、高浜小学校等整備事業などについてお伺いいたします。

高浜小学校等整備事業の業者選定は12月下旬となっておりますが、改めて今後のスケジュールをお聞きします。

○副議長（浅岡保夫） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） 今後のスケジュールということでございますけれども、今月中にプレゼンテーション及びヒアリング、並びに落札者の決定まで事務のほうを進めてまいりたいと考えてございます。

その後、来年1月下旬には基本協定の締結をいたし、2月中旬までに仮契約の締結まで事務を進めさせていただきたいと考えております。

議会のほうには、3月定例会に事業契約の締結に係る議案を御提案させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） わかりました。

応募業者を確保するためにも、住民投票までの間、一時凍結し、結果が出てから不安のない状況で改めて募集をかけるのが一般的だと考えます。しかしながら、本市は住民投票が実施されるという不安定要素を抱えたまま募集を進めてきたことに、私は大変、違和感を感じておりますが、業者選定に向けて正当な競争性が確保されるとお考えなのか、そのあたりをお聞かせください。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） この事業につきましては、6月定例会で債務負担行為補正の御可決をいただきました。5番議員からも、子供たちの教育の場の学校建設事業がおくれないという思いを示されまして、賛成討論をいただいたところでございます。

新校舎の完成を心待ちにしていらっしゃる方も多いのではないかと考えております。現在計画どおり入札手続を進めさせていただいておりますが、これまで議会の質疑応答の中でも、積算内訳の取り扱いなど、公平・公正な入札の確保、競争性の確保に努めてきたところでございます。入札を一時凍結しなかったことが、直ちに競争性の確保に影響を与えるものではないと考えております。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 競争がない1社の提案で53億円を発注することはさすがにないと思いますが、仮に1社ということになると、その業者の提案が全て採用されるということになるのか、それとも十分な提案でない場合、業者を選定しない、あるいは再募集をかけるという選択肢はあるのか、そのあたりをお聞かせください。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 応募者が何社であるからにかかわらず、落札者の決定は予定価格の範囲内かつ市が定める条件を満たしている場合は、地方自治法の規定によりまして、落札者決定

基準に従って落札者を決定することになります。

したがって、この条件を満たしていれば、落札者を決定しない、あるいは再募集をかけるということは、特別な場合を除き、ないものと考えております。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 一連については、しっかりと情報公開の徹底をよろしく願いいたします。

次に、これまで業者が決定した場合、建築費や維持管理費、その他の諸費用など、すべての内容を公開すると答弁されてまいりましたが、議会に示すのはいつごろを予定しているのか、お聞かせください。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 全ての内容を公開すると答弁してきたとのことですが、具体的に全てと申し上げたのがいつの答弁であったか、お教えをいただければ幸いです。

私どもといたしましては、これまでの答弁の繰り返しになりますが、事業契約の段階になりましたら、建設費、維持管理費といった契約金額の内容についてはお示しをさせていただきたいと考えております。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） さきの6月議会の総括質疑において、私の質疑に副市長が、仮契約後に建設費や維持管理費等々を議会にお示ししたいと答弁しておりますが、それが正しいということで間違いございませんか。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 建設費や維持管理費等をお示しをするということですので、それが全てを公開ということになるのかどうかということですが、私どもといたしましては、建設費や維持管理費などにつきましては、契約段階においてお示しをさせていただきたいとお答えをしているところでございます。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 副市長が答弁しているので、2月中旬、仮契約にそのあたり、建築費、維持管理費等々、示していただけるということで副市長、いいんですね。

○副議長（浅岡保夫） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 仮契約の段階になれば、お示しはできるというふうには考えております。仮に、そこでお示しをしないと、3月の定例会のときには議決が難しくなるんだろうという判断のもとで答弁を申し上げました。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） ありがとうございます。



そうしたら、2月中旬、仮契約後に示していただけるということで理解をさせていただきます。議会での答弁が変更されるのは、あってはならないことです。緊張感を持って答弁していただきたい。

次に、さきの6月議会の一般質問において、勤労青少年ホームの跡地利用について、私は総務部で公共施設の個々の案件まで担うことに違和感を覚えます。やはり、利用者や事業の趣旨を深く理解している担当グループが中心となって、市民目線のまちづくりの発想のもとで、市民の皆様と対話を重ねながら、よりよい方向性を見出していくことが、市民の納得感を高めることにつながると考えますと申し上げました。

特に、高浜小学校等整備事業については、そういった考えで進めていただきたいと思います。来年度、プロジェクトチーム、あるいは高浜小学校等整備事業準備室のような専属チームを立ち上げ、子供たちにとって最良の学習環境を整え、市民の皆様にも満足していただける高浜小学校等をつくっていただきたいと思いますけれども、高浜小学校等整備事業をどこが担当していくのか、あるいは新組織等を立ち上げ担当させていくのか、お答えください。

○副議長（浅岡保夫） 人事グループ。

○人事G（杉浦崇臣） 高浜小学校等整備事業の担当につきましては、新組織等を立ち上げることは考えておりません。教育委員会が主担当となり、総務部やこども未来部などの関係する部局との協力体制のもと推進していくことを予定しております。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） わかりました。

子供たちにとって最良の学校環境を提供できるように全力を尽くしていただくよう強く要望をさせていただきます。

次に、今後、小学校等の設計に向けては、市民の意見を聞きながら進めるということでございますが、どのように説明会を開き、市民の意見を取り入れていくのか、お伺いをいたします。

○副議長（浅岡保夫） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 市民の皆さんが地域の学校、地域の施設という思い、愛着を持っていただけるようにしていくためには、定期的に工事の進捗状況を発信したり、市民や地域が主体となって、どんな使い方ができるのかを考える機会を設けていくことが大切であると考えております。

間取りなど、施設全体の大枠につきましては、原則として、選定された事業者の提案をもとに実施設計を行っていくこととなりますが、子供や保護者向け、あるいは施設利用者向けといったさまざまな形での説明を行う中で、利用者目線の意見のうち、設計に反映できる部分につきましては反映していただくよう事業者と調整をしまいたいと考えております。

特に、学校部分につきましては、来年度、特別教室ごとに教科担任の先生方に集まっていた

き、意見を集約しながら設計を進めてまいりたいと考えております。保護者への説明につきましても、時期を見計らいながら説明を行っていきたいと考えております。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） ありがとうございます。

意見に耳を傾けながら丁寧な説明をよろしく願い申し上げますが、現在、子供を持つ親御さんの間では、学校プールをなくすことに対して説明が不十分など不安に思っていたり、反対している意見を多く耳にします。これまで勤労青少年ホームの跡地活用で民間プールを使用するという答弁でございましたが、いまだ民間プールの概要や委託料などの金額が示されていない中で、コスト比較も行わず、親御さんの意見を聞いたり、議論もしていないのに、プールをなくすありきで突き進んでいる進め方に大変強引さを感じます。

一般的には、現在、小学校にお子さんがいる家庭やこれから小学校に入る予定がある家庭の御意見等をしっかりと把握し、学校の先生方、関係者とも何回も意見交換などし、コスト比較も徹底的に行った上で結論を出すべきだと考えております。

仮に、民間プールへの委託料が高額であった場合や、親御さんの意見が反対多数だった場合などは、学校にプールを残す選択肢もあり得るのか、お聞かせください。

○副議長（浅岡保夫） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 民間プールを活用するという水泳授業のあり方の見直しにつきましては、プールをなくすことありきで進めてきたわけではなく、学校の先生や高浜小学校の保護者向けにも説明させていただいてきております。

コスト比較につきましては、もともと公共施設あり方の全体を検討する中で、民間プールを活用するという水泳授業を行うことが、子供たちにとっても、コスト的にもメリットが大きいのではないかという提案が総務部からなされました。その裏づけとしては、民間プールを活用した場合のコストもいろいろ調査し、教育委員会にもメリットがあるとの情報提供をいただいております。ただ、まだ民間事業者が決まっていない段階ですので、詳細なコスト比較はできておりませんが、コスト的なメリットはあるものと考えております。

このプールのあり方につきましても、皆様方に御理解をいただきながら進めていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） わかりました。

御答弁の中で、子供たちにとっても、コスト的にもメリットが大きいではないかという提案を総務部からなされたことありましたが、教育委員会として、何度も何度も教職員の方々や親御さんなどとかんかんがくがく議論して、本当に子供たちのことを考え、子供たちにとって一番よい結論だと考えるのか、そのあたりお答えください。

また、これもちよつと質問に答えていただけず、今の時点でコスト比較ができていないということが、既にこの計画の進め方にも問題があると考えざるを得ないのでございますが、民間プールの委託料が高額の場合や親御さんの意見が反対多数の場合などは学校にプールを残す選択肢はあるのか、ないのか、お答えいただいていたので、残すのか、残さないのかでお答えください。

○副議長（浅岡保夫） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 民間プールを活用するという考え方につきましては、これまで議会でも御答弁させていただいておりますが、最初そのようなお話を聞いた際は、やはり教育委員会としても、現在、1校に1プールがある状態ですので、それが学校からなくなるということにつきましては、皆さん、衝撃が大きかったと思います。私自身も正直、そんなことがあり得るのかという考えも持ったのは事実でございます。

ただ、いろいろとメリット、デメリットを考える中で、やはりメリットのほうが実際に水泳授業を受ける子供たちにとっても大きいのではないかとこの考えのもとで、教育委員会として学校の先生方、あるいは保護者向けにも説明をまいりました。

また、プールを残す選択肢もあり得るのかということでございますが、私どもといたしましては、先ほども申し上げましたが、民間プールを活用したほうが水泳授業のあり方としては今後ふさわしいのではないかと考えております。これにつきましても、反対意見もあるかと思いますが、御理解をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

○副議長（浅岡保夫） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） プールに対するコストの関係であります。先ほど答弁しましたように、民間事業者がまだ決まっていない段階であります。仮に、市内の小・中学校のプールを整備をしていくというプールのライフサイクルコストと委託料を比較して、メリットがないということであれば、当然、その事業の選択肢はなくなるんだろうと考えております。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） ありがとうございます。

メリットがない場合は、プールを残す選択肢はあるということで理解をしておきます。よろしいですか、副市長。

○副議長（浅岡保夫） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 先ほど申し上げたとおりでございます。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） ありがとうございます。

いずれにいたしましても、中央公民館の件と同じ失敗を繰り返さないよう、市民に納得していただけるような丁寧な説明や徹底した情報公開を要望しておきます。

次に、高浜小学校等整備事業の複合化の効果について、中央公民館の機能移転、その他にどのような複合化効果が見込まれているのか、施設区分ごとに金額でお示してください。

また、全体で幾らの複合化効果があるのか、あわせてお示してください。

○副議長（浅岡保夫） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） 初めに、学校は地域の拠点としてこれからも維持存続させ、大切に使うていく施設でございます。

この学校の建てかえに合わせて他の施設を複合化することにより、学校をコミュニティとして、地域活動やまちづくりの拠点となることを目指しております。

また、防災対策の面からも、高浜小学校には、災害時における高浜小学校区及び港小学校区を想定いたしました避難所機能を併合する計画で、防災拠点の役割もあわせ持つということになります。

複合化の金額的な効果につきましては、現在、提案を求めている段階ということでございますが、具体的な効果ということは、申しわけございませんが、お示しできないということでございますが、延べ床面積4,100平米を有する中央公民館の面積が圧縮できることの財政的な効果は大きいものと考えてございます。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） わかりました。

今の段階で複合化の金額効果が提示できないことが、この計画も問題があると言わざるを得ません。複合化の効果がありますよと言っているだけで、具体的な説明ができていないことが問題だと思いませんか。私も市民の皆さんに説明したくても、説明できるものがないです。一刻も早くその効果を示すよう指摘しておきます。

また、さきの6月議会の一般質問では、大山公民館につきまして、保有形態の見直しに向け、関係者と協議してまいりたいと考えておりますと答弁ございましたが、その後、協議状況は現在どうなっているのか、お聞かせください。

○副議長（浅岡保夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 関係者との協議の現在の状況ということでございますけれども、住民投票のほうが行われた関係もありまして、協議のほうはまだ始めておりません。これから町内会など、地域の関係者の皆様の意向のほうもお聞きしながら、利用状況ですとか、コストなど、そういった情報のほうもお示ししながら、時間をかけて丁寧に対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 住民投票が行われていたから協議できないとは、どういうことなんでしょうか。一方では、高浜小学校の事業提案募集を一旦とめず行っているわけでございますから、

矛盾していると思います。いかがでしょうか。

○副議長（浅岡保夫） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） 大山公民館につきましては、高浜小学校のほうに公民館機能は有するというようになっておりますけれども、やはりこういった動きがある以上は、より慎重にやっていくべきだと考えまして、組織体のほうは一応案としては考えてございますけれども、まだそちらのほうに直接働きかけは行っていないということでございます。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 矛盾していて理解できかねます。7月から12月まで、どれだけ時間があつたのでしょうか。言いわけにも聞こえます。一刻も早く協議を開始し、高浜小学校等整備事業がよりよいものとなるよう努力していただきたいと思います。

次に、高浜小学校の体育館はホール機能を備えますが、現状、土曜日、日曜日に学校開放が行われており、文化とスポーツが競合することもあると考えられますが、このような場合にはどちらが優先されるのか。また、文化祭等で校庭を駐車場とする場合、子供のサッカーなどが犠牲になると思われます。文化祭などと子供のサッカーなど、どちらが優先されるのか、その調整は誰が行うのか、お聞かせください。

○副議長（浅岡保夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 土曜日、日曜日のメインアリーナの利用に当たりましては、まずは学校行事や市の行事が優先、それ以外の日程について、市民の利用に供するというような形を考えております。

現段階では、学校体育施設開放の考え方に準じた貸し出し方法というものを考えておりますけれども、小学校以外のグラウンドなども含めまして、施設運営の受託者が全体で利用調整を行うということを想定しておりますが、利用者の皆様の声も踏まえながら、より具体的に検討してまいりますというふうに考えております。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 市民や利用者の方々に御不便や御迷惑のかからないよう、しっかりとした御対応をよろしく願いいたします。

ちょっと時間の関係で、質問したい部分がありますけれども割愛させていただきまして、次に、平成29年度当初予算の考え方についてお伺いをいたします。

現在、本市の財政状況は、社会保障費の増大による扶助料の増加や高浜小学校等整備事業、新庁舎の借り上げ料、総合住民情報システムの切りかえなど、財政需要が次々と発生し、将来にわたる健全財政維持のために財政当局の責任は極めて重いものと考えております。各部局から予算要望が出てくる中で、これらをどう査定していくのか、その手腕が問われております。

そこで、平成29年度予算編成に当たっての基本的な考え方をお聞きしたいと思います。

○副議長（浅岡保夫） 財務グループ。

○財務G（岡島正明） 平成29年度の予算編成に向けての基本的な考え方ということでございますが、まず本市の財政状況についてでございます。平成27年度決算におきまして、市税収入が法人市民税の一部国税化などによりまして、前年度比1億3,000万円の減収、平成28年度は地方交付税の算定におきまして不交付団体となり、また、平成28年度の予算におきましては、現時点におきましても財政調整基金3億円の取り崩しが解消されていないなど、これまでになく大変厳しい財政運営を強いられております。

さらには、公共施設の老朽化対策、少子高齢化の進展による扶助費の増加など、引き続き今後も大きな財政負担が見込まれております。このような中、平成29年度の予算編成におきましては、例年にも増して苦しい予算編成になることを覚悟し、予算編成方針のスローガンを将来のために覚悟を持って臨む予算編成といたしました。

今ここで一步踏み出すべきところを踏み出さなかったら、後々取り返しがつかないことになるという危機感のもと、身の丈にあった財政運営を目指し、経常経費の削減必達目標を1億円と設定し、現在、予算編成を進めているところでございます。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。長谷川議員、あと5分になりますので。

○5番（長谷川広昌） ありがとうございます。

さらに危機感と大切な税金を1円たりとも無駄にしないという自覚を持って予算編成に当たっていただきたいと思います。そして、平成29年8月には市長選が控えております。このような場合、予算編成をする際には、新規事業や新たな投資、政策的事業は原則計上しない骨格予算が通常だと考えます。首長として、謙虚な姿勢での予算編成を期待しておりますが、そのあたりどう編成をする予定なのか、お聞かせください。

○副議長（浅岡保夫） 財務グループ。

○財務G（岡島正明） 今、議員がおっしゃられました骨格予算と申しますのは、一般的には新規の施策を見送って義務的経費を中心に編成される予算のことでございますが、首長の選挙時期の関係、例えば2月、3月とか、4月、5月に選挙がある場合は政策的判断がしにくいというようなことにより政策的経費の計上を避けて予算編成をするというものでございます。

そこで、平成29年度の当初予算の編成についてでございますが、本市の市長任期は平成29年度の事業開始から約半年を経過した9月8日までとなっており、骨格予算では政策の停滞を招くおそれがあること及び本市におきましては、市政運営の根幹となる総合計画を経営の中心に置く計画行政を行っており、平成29年度は、第6次高浜市総合計画中期基本計画の総仕上げの年であることなどを踏まえ、通常予算を編成するといったところでございます。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 最後になりますが、平成29年度当初予算は、新規事業や新たな投資、政

策的事業は控え、骨格予算を組み、首長として謙虚な姿勢での予算編成をしていただくことを期待しております。

また、中央公民館取り壊しの是非を問う住民投票の一連にあったことをしっかりと反省をし、このことを教訓にして、特に今後の高浜小学校整備事業や病院のことについて、市民の皆さんのさまざまな意見に耳を傾け、丁寧に物事を説明し、それと同時に情報公開を徹底し、議論を深め、市民目線の市政運営を改めて強く要望し、一般質問を終えたいと思います。

ありがとうございました。

○副議長（浅岡保夫） 暫時休憩いたします。再開は11時15分。

午前11時7分休憩

---

午前11時15分再開

○副議長（浅岡保夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、内藤とし子議員。一つ、2017年度予算要望にあたり市民要望の具体化を求める。一つ、ポートピア計画について。一つ、商工会等に対する移転補償について。以上、3問についての質問を許します。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） それでは、議長のお許しを得ましたので、通告してあります3つの問題について質問をいたします。

質問の順番が逆になりますが、3番から質問をさせていただきます。

質問の前に、先日議会に議案を出すと言われましたが、その後撤回されました。それは中央公民館の取り壊しの件で住民監査請求が出されているため撤回したのか、お聞きいたします。

○副議長（浅岡保夫） 内藤議員、通告にない質問になるかと思いますが。

○12番（内藤とし子） いや、関係しておりますので。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） このことは、議会運営委員会におきまして、今後議案について提案をさせていただきたく予定をしておりますということで、あくまで予定として申し上げたものでございます。出したものを撤回したものではありませんので、よろしく願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 質問に入ります。

商工会等に対する移転補償費についてであります。

商工会はどのような経緯で今のところに建つことになったのか、また、購入時の費用は幾らか、お示してください。

○副議長（浅岡保夫） 答弁を求めます。都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 商工会は、昭和55年に建物を取得しておるということでございます。詳しくその時点でということではないですが、実は商工会の建物といいますのは、今の名古屋碧南線沿い、旧青木通りの、方向でいきますと東側にございまして、それが中央公民館のところに移ったということだというふうに思います。

○12番（内藤とし子） 購入時の費用についてお話がありませんでした。

○副議長（浅岡保夫） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 商工会は、市が昭和55年10月に建設した中央公民館に隣接して建てた商工会館を1億1,286万8,982円で取得をしております。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） その当時、そのときですね、どのような、幾らということはわかりましたが、補助金が幾らで、商工会が出したのが幾らか、お示してください。

○副議長（浅岡保夫） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 国・県からの補助金2,000万円、市からの補助金4,000万円の補助で、残金を商工会が負担しております。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） そのとき、市役所とどのような契約書を交わしているのか。土地の契約書とか使用の許可願とか、どのようになっているのでしょうか、お示してください。

○副議長（浅岡保夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 商工会館の敷地ということですがけれども、行政財産の目的外使用許可という形で、行政上の許可処分ということを行っております。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 今、許可処分というお話が出ましたが、土地の契約のほうはどのようになっているのか、お示してください。

○副議長（浅岡保夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） あくまでも、契約行為ということではなくて行政財産の目的外使用の許可という許可処分という形で土地のほうの使用を許可しております。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 使用許可はこちら調べたところ、平成24年4月から平成29年3月31日となっていると思います。土地に建っている、契約書はないということで見せていただいていません。土地の使用料は1平米当たり50円、年間600円となっています。市有地に市以外の者が堅固な建物を建てる場合は、地方自治法第238条の4第2項第1号で規定されています「政令で定める堅固な建物」に該当し、市から土地の貸し付けを受ける必要がある。しかし、市と商工会との土地の貸し付けに関する契約がなされていないということがわかっています。貸し付けに関する



契約を交わすことなく、市が商工会に土地を貸していること自体が法に反していると思いますが、これについてお答えください。

○副議長（浅岡保夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 地方自治法の第238条の4に、行政財産の管理及び処分という条文がございます。その第2項の中で「行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる」という、いわゆる貸し付けの規定のほうがございます。できるということですね。それから、また第7項において、行政財産の目的外使用の規定というものがありまして、こちらも「その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができる」とございます。どちらもできるという規定でございますので、いわゆる裁量権が地方公共団体のほうに与えられている規定ということで、どちらを選択しても違法性はないというふうに認識をしております。そこで、商工会館の底地につきましては、行政財産の目的外使用許可という行政処分のほうの対応をさせていただいております。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） それでは、6月議会で商工会等に移転補償費を払うことに議決されていますが、補助金を除いて約6,000万円で購入したものを35年も使って商工会等に移転補償費が、買ったときと同じような金額で入るということが決まっていますが、これはおかしくないのかどうか、お答えください。

○副議長（浅岡保夫） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 購入価格に対しての残存価格相当分を建物に対する補償として補償をさせていただいておりますので、買った当初の値段に近い数字で補償しているということではございません。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 35年も使って約半分ということなんですが、商工会の許可をしているのが来年の3月31日ということになっています。それでもこの半分の補償費が払われるということになるんですが、35年、36年と使ったものをこのような補償費が払われるというのは、一般感覚としておかしいと思いますが、この点での答えをお願いします。

○副議長（浅岡保夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 少し繰り返しになりますけれども、商工会館の底地につきましては、行政財産の目的外使用許可という行政上の許可処分ということで対応をさせていただきました。公用あるいは公共用の必要のための許可の取り消しということになりますと、使用者側、いわゆる商工会側には何ら責任がないということになります。こういった許可の取り消しというのは、地方公共団体の一方的な行為ということになりますので、今回は、商工会が使用の必要がなくなったということではなくて、市の都合によって許可の取り消しを行うということになりますので、

商工会はそれによって商工会館という保有資産を失うということになります。ですので、建物の取り壊しも含め、使用者である商工会がその損失の全部を負担してということになりますと、一般的に受忍すべき損失の範囲を超えているということから、損失の補償が必要であるというふうに考えております。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 商工会は、来年の3月31日まで許可が出ているんですが、それでも、補助を除けば買ったときと同じような金額ということが出ているんですが、それでもこの金額が正当なのかどうか。

それと、商工会がどのような経緯で今のところに建つことになったのかはわからないということをおっしゃっていますが、それなのになぜ移転補償費が、補助金を除いた後の金額と同じような金額で、約6,000万円という金額の補償費が払われるということは納得がいかないんですが、その点ではどうでしょう。

○副議長（浅岡保夫） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） まず、建物に対する補償の金額でございますが、4,382万5,957円になりまして、こちらはあくまで取得価格から経過年数を経て導き出した、いわゆる資産台帳上での残存価格に消費税を掛けた金額になりますので、決して取得価格と同額の補償ではないということは御説明させていただきます。

また、それプラス移転にかかる費用として提示させていただいている移転費用等及び国・県に対する補助金の返還が発生しますので、そちらも商工会が移転に伴って発生する費用として今回補償させていただいております。ですので、こちら補償がどうしても必要かといいますと、市の事業に協力していただくために商工会には移転をしていただくと。また、それに伴い一般受容がたい損失を商工会がこうむるため、そちらを補償するというふうに御説明をさせていただきます。以上です。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 先ほど言いましたように、商工会は移転補償費を払うということはおっしゃっているんですが、ほかの3団体、ライオンズクラブだとか、青年会議所だとか、コンクリート関係の団体だとか、ライオンズクラブは平成28年11月1日、青年会議所は平成28年11月11日に期間満了となる契約となっています。こういう団体に又貸しを、自治法で禁止されているんじゃないのでしょうか、お答えをお願いします。

○副議長（浅岡保夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今、御質問のあった件でございますけれども、又貸しではないかということでございますけれども、商工会館の中にある高浜青年会議所、ライオンズクラブ、愛知県コンクリート製品協同組合、商工会館の3階の部屋の部分を使っておるわけなんですけれ

ども、これはあくまでも商工会さんの持っている商工会館の部屋の賃貸借契約ということを取り交わしているということで、市のほうがお貸ししている土地の転貸をしているということではないというふうに認識をしております。

○副議長（浅岡保夫） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 次に、議員御質問の入居団体が11月に期間が満了する契約になっているということで、期間満了のことをございます、継続して入居することを選択されている団体に対して、市の都合により退去のほうを余儀なくすることで市の事業に協力をしていただくというような中での移転を行っておりますので、それに対して発生する費用というものは市が負担すると、補償するというような考えで補償をさせていただいております。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 商工会は又貸しを禁止されているというのは、自治法で明記されているんですが、ライオンズクラブや青年会議所に貸しているのは、商工会が貸しているというお話がありました。そのことが又貸しになるわけで、それが禁止されているということですので、これは法に違反していると思うんですが、コンクリート団体は7月ごろに出ていっているというお話も聞きましたが、商工会は年間600円の土地代を払って、ライオンズクラブ月3万円、青年会議所が月3万円、コンクリート団体が月3万1,500円ということで、年間100万円ぐらいのお金で貸しているということですが、これが又貸しになるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（浅岡保夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 何をもって又貸しとおっしゃっているかはちょっとわからないんですけども、商工会さんは、3団体の皆さんと、商工会の保有資産である商工会館の部屋の賃貸借契約ということを行っているということでございます。今、市のほうに商工会が支払う目的外使用の使用料が年間600円というふうにおっしゃられたんですけども、恐らくその基準というのは、1平方メートル1月50円ということで使用料及び手数料条例のほうで規定をされております。実際にはその50円という単価に使用面積を掛けて積算をしているということでございますので、約15万円弱の年間の使用料をお支払いいただいているということでございます。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 先ほども言いましたが、市と商工会と土地の契約はないにしても許可願が出している、許可がされている、その商工会が3階を違う団体に貸しているということは、これは又貸しのほかの何物でもないと思うんですが、その点では、又貸しではないというようなことを言われますが、又貸し以外の何物でもないと思うんですが。ですから、法律に違反しているということで住民監査請求も出されていると思います。この点では、又貸しではないというような意見も出されましたが、それは考え違いであることを申し上げて、次の質問に移ります。

ボートピア計画、ギャンブル施設の問題について。

二池町内会へ株式会社碧海総合研究所からボートピア建設、施設建設の同意申し入れがあつて、町内会で説明会が行われてから4カ月がたとうとしています。ボートピアは町内会、地元が同意することが第一条件となっています。そこで、反対する会「二池町にギャンブル施設いらぬの会」の方たちの署名、町内の方たちの過半数以上の署名をもって町内会長に提出しようとしてきました。最初は電話で話しました。ところが、受け取らないと言われたそうです。その後、直接署名を手渡そうとしましたが、町内会長は受け取りませんでした。受け取らない理由は、ポリシーだと言われたそうです。これには、一緒に同行した中日新聞の記者さんも驚かれたと思います。

その後、二池町内会長に郵送。施設施行会社の社長へも署名を名張市まで持参しました。その後、市長にも面談をし、町内会が決めたとしても反対をしてほしいと申し入れました。そこで、市長の考えについてお答えください。

○副議長（浅岡保夫） 総合政策グループ。

○総合政策G（野口恒夫） 市長の対応というところでございますけれども、11月4日でございますが、「二池町にギャンブル施設いらぬの会」がお見えになりまして、市長に要望書、これを提出されました。現在、建設予定地の二池町において地元の同意を図っているというところで伺っております。現段階では、市として御意見を申し上げることは差し控えさせていただきたいというふうで思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 市長に面談をした際に、過半数の署名を、その代表者の方は渡してきています。市長は二池町民ではないかと思いますが、町内の一員でもあり、9月議会で説明会が済んでいるのに知らないでは済まない問題だと思います。地元が半数以上、施設建設に反対をしています。この過半数の署名を見ても反対すべきではないかと思いますが、お答えをください。

○副議長（浅岡保夫） 総合政策グループ。

○総合政策G（野口恒夫） まず、地元の同意が必要だと思っております。建設予定地の地域の皆さんの同意がなされ、市へボートピアの建設計画が示された場合、設置場所、近隣への影響など、個別具体的に判断するものと考えておりますが、まずもって建設予定地の地域の皆さんであるとか市議会の意向を踏まえて対応していきたいと考えております。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 過半数の署名を面談の際に手渡したということなんです。反対の方が多いということをもってみても、これは反対すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（浅岡保夫） 総合政策グループ。

○総合政策G（野口恒夫） 先ほどの答弁の繰り返しになっておりますが、地元の同意、こうい

ったものを今図っている現段階におきましては、市として意見を申し上げることは差し控えさせていただきますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 過半数の方が反対していても署名をいただいても、市長はまだ反対ということとは言えないということはわかりました。

そこで、10月30日に賛否を図る臨時総会が開かれる予定でありましたが、延期になりました。いらない会は、延期ということであるが、いつまで延期するのか、中止するのではないかなど、質問書を出しましたが、答えはないままです。11月20日、その後、町内会は講演会を開いて、もとボートピア推進派の田戸町の町内会長を呼んで、防犯協会の会長ということで講演会を開きました。小規模舟券売り場の防犯・治安についてというような内容で講演会が行われたんですが、ここで配付された文書には、役員会で決定したかのような案内が出されていますが、臨時総会は延期したままで、ボートピア施設が建設されることが決まったわけではありません。さらに、講演会当日、役員一同の名前で「子ども教育に支援を」という文書が出ています。施行者から高浜市にボートピア高浜で発売された売り上げの1%を限度に支払われる環境整備協力費を子どもの入園・入学時のお祝い品進呈等、教育支援に使用せよという内容です。町内会役員が子供の健全育成にギャンブル財源を求めたり依存したりすべきではありません。子供の健全育成と地域環境の安定に反するからです。安定した財源確保は、市の教育予算を充実させることにこそ求めるべきだと考えます。

このような文書が出されることは横暴だと思いますが、町内会の運営の仕方が問題だと思います。この点について、市として指導の必要があると思いますが、この点についてお聞かせください。

○副議長（浅岡保夫） 総合政策グループ。

○総合政策G（野口恒夫） ただいま議員がおっしゃられた文書の存在を、市は認識しておりませんので、ちょっとお答えのしようがございませんので、よろしくお願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） さらにこの文書には、10人の議員さんの連署がありますが、ボートピア建設が町内会で決まったということでもないのに、この推進派の方たちは前のめりの姿勢が感じられますが、町民の声を受けとめることこそ求められることだと考えます。この点ではいかがでしょうか。

○副議長（浅岡保夫） 総合政策グループ。

○総合政策G（野口恒夫） 申しわけございません。再度、答弁の繰り返しになって恐縮でございますが、その文書の存在を市は認識しておりません。さらに地元の合意がまず大事であるという段階でございます。市として御意見を申し上げることは差し控えさせていただきますので、

すので、御理解をお願いします。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 町内会は加盟率が6割、5割と、7割とか、いろいろ町内会全ての方が町内会に入っているとはなっていません。この二池町の町内会は6割ぐらいだったと思いますが、このあとの4割の方たちの声が、町内会で決めようとしていますが、このあとの4割の方たちの声はどのように反映されようとしているのか、その点でも民主的な町内会の運営について、市は指導が要るのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（浅岡保夫） 総合政策グループ。

○総合政策G（野口恒夫） 地元の合意のとり方については、これは町内会の規約に基づいてルールづけがされていると認識しておりますので、その地元の判断に任せたいと思います。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） それでは、市は町内会にいつも入ってほしいというのは、皆さんが言われることなんです、町内会に入っていないからといって、これを決める場合にでも無視といいますか、町内会に入っていないということで、そういう方たちの声を受けとめられない場合もあるということと考えますが、そういうことになると、町内会に入る方たちも考えてしまうと思うんですが、それでもいいとお考えなんですか、お答えをお願いします。

○副議長（浅岡保夫） 総合政策グループ。

○総合政策G（野口恒夫） すみません、答弁の繰り返しになってしまいますが、地元での合意、これは地元でのルールがあると思います。今現在あるルールに従って地元の同意を決めていただきたいと考えております。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 地元での合意、地元での合意と言われますが、その地元が例えば6割しか町内会に入っていない、5割しか入っていないという場合に、本当に地元の方の合意がとれたのかどうかということが非常に問題になってくると思います。その点でも、この町内会の運営の方法の仕方について指導が要ると思います。

次に移ります。2017年度予算要望に当たり市民要望の具体化を求めるに移ります。

安倍政権は、昨年9月に戦争法を決めてから最初の南スーダンへの派兵が決まり、駆けつけ警護を付与しようとしています。自衛隊が外国へ行って殺し殺される危険性がいよいよ現実のものとなっています。さらにTPP、年金法案、カジノと強行採決を繰り返して、強権政治きわまれの状況です。超富裕層がますます富み、国民全体の所得が低下する中で中間層が疲弊し、貧困層が増大する。これが現在の日本社会の姿です。

また、東京都では、安全・安心を第一にしなければならない食品を扱う豊洲市場が、次々に危険なベンゼン等が出るなど、心配されていたとおりのことが問題になっています。

さらに、深刻な経済危機の抜本的対策を求められるところですが、安倍政権は、低所得者に福祉給付金を少額のお金を渡し、それでよしとしようとしています。そんな対策でこの経済危機を乗り越えられると考えているのでしょうか。多くの経済学者でさえこんな方法では、この経済危機は乗り越えられないと話しています。

最近の新聞では、高齢者の医療費がますます負担増になる記事も出ていました。この先、消費税を増税すれば、ただでさえ冷え込んでいる個人消費をさらに冷え込ませ、所得の低い人ほど重い負担を押しつけられる福祉破壊税であり、断じて認めることはできません。

日本共産党は、現在の国民生活を守るためには、輸出頼みの日本経済を内需主導に切りかえることだと提言を出しています。雇用の不安から国民を解放し、安定した仕事を確保することができるようになるため、収入の集め方や歳出の使い方を変えて、安定した社会の仕組みをつくらなければならないと考えます。

そこで、高浜市の2017年度の予算に向けた市民要望の実現について伺います。

最初に、歳入で独自の財源確保の取り組みが求められます。大企業には、法人税減税や設備投資減税、研究開発減税等、極端な大企業優遇税制になっています。このような格差を是正するため、税の公平性の観点からも大企業に対する法人市民税の超過課税は、大企業に社会的責任を果たさせるためにも実施すべき課題であります。超過課税を実施している自治体についてお示しください。

○副議長（浅岡保夫） 税務グループ。

○税務G（山下浩二） まず、愛知県における平成28年4月1日現在の状況として、標準税率9.7%を採用しているのが、54市町村中40団体の74.1%、不均一課税——超過課税でございますが、不均一課税を採用している団体が25.9%となっております。

次に、全国の状況でございますが、平成27年4月1日現在の状況として、全市790団体中、標準税率採用団体が168団体21.3%、一律超過課税の採用が436団体55.2%、不均一課税の採用が186団体23.5%となっております。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 全国の市の中で過半数の市が実施しています超過課税、高浜市でも実施すべきと考えますが、市長の見解を求めます。

○副議長（浅岡保夫） 税務グループ。

○税務G（山下浩二） 一律超過課税や不均一課税の採用には、特別な事情が必要でございます。この特別な事情の中には、財政状況のほか環境問題など、地域の特性に応じた特別な政策課題の取り組みも含まれていると考えられており、何より企業の皆様に御納得いただくことが重要と考えてございます。したがって、現時点での財政状況及び企業誘致による税収の確保に取り組んでいる状況から、特別な事情は見当たらないと考えておりますので、不均一課税等の採用は考

えておりませんので、よろしく願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 全国で半分以上の市で何とか財源確保をと工夫をしておられます。近隣市でも知立市が不均一課税を採用していると承知しています。高浜市はまともに財源確保を考えていません。高浜市はお金がないないと言いながら考えていない。これは市長の怠慢であると思います。高浜市の市民は大変かわいそうだと思いますが、この点でお答えがあれば。

○副議長（浅岡保夫） 税務グループ。

○税務G（山下浩二） 実は、不均一課税、超過課税の議論は、これは国において、総務省のほうでも議論が行われておりまして、そもそもこの不均一課税の考え方の根幹には、一般的に言われているのが、例えば都心部において、やはり企業さんですとか商業施設、集客施設が集約しているような都心部においては、住所はなくても人が集まる、人が集まるとインフラをお使いになる。その原因となっておる企業さん、集客施設、そういった方たちにそういった一部のインフラ等の整備に負担をしていただくというのがそもそもの考え方でございます。

それで、地域の特性ということになりますが、御存じのとおり、高浜市のほうは給与所得の方が大変多うございまして、ほとんどの方が市外にお勤めになってみえるという、このような状況、あとは、現時点においての財政状況、これは全国的に見ても決して悪い状況ではございませんので、増税という考え方は今、現時点持ってございませんので、よろしく願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 先ほども言いましたが、全国の市では、半分以上の市で財源確保、いろんな工夫をしておられるんですね。高浜市でも見習って工夫をするべきだと思います。

次に移ります。次に、国民健康保険について伺います。

トップクラスの保険料ということで有名になっている高浜市です。払いたくても払えない人たちが多く難儀をしています。そこで、平成30年度から広域化、県が運営をすることになっていますが、国保税はどのように決められるのか、お答えください。

○副議長（浅岡保夫） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 平成30年度からの国保の広域化に伴い、都道府県が国保の財政運営の責任主体となるということから、愛知県においては、県が県内の医療費の見込みを立てて、その保険給付費に充てるための国保事業費納付金の金額を算定・配分を行い、県内各市町村に納付金として決定通知を行うとされております。県に支払うことになる高浜市分の納付金の決定通知を受けた私ども本市は、その納付金額分を国民健康保険税として被保険者の皆様から徴収し、県へ納付することになります。この際の国保税率とそれから金額のほうなんですけれども、県が県内市町村ごとに算定・公表した標準保険料率、こちらのほうを参考として本市が決めることとなります。



○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 自治体が独自に繰り入れている金額があるわけですが、それらがどのように今後考えられていくかということはまだわかっていないかもしれませんが、もしわかっていたらお答えをお願いします。

○副議長（浅岡保夫） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） この平成30年度からの国保の広域化を迎えるに当たりまして、現在、愛知県と県下19市町村、それと愛知県国民健康保険団体連合会を構成員としました愛知県国保運営方針連携会議において議論を取り交わしておるところでございますけれども、具体的な納付金に係る標準保険料率の検討までまだ至っていない状況でございます。また、この運営方針の連携会議のほうには、本市のほうも構成員として加わっているということでございます。よろしくお願いたします。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 一宮市では、生まれたばかりの子供さんたちは収入がないことから、18歳までの子供の3%を市が負担しているとお聞きしています。高浜市でもこのような施策を実施する考えがないか、お聞きいたします。

○副議長（浅岡保夫） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 保険税に係る応益負担分、こちらのほうにつきましては、その制度としての趣旨に合わせて運用してまいる考えでございますので、そちらのほうを御理解いただきたいと思ひます。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 近隣5市の中でも短期被保険者証の割合が40.3%と、高浜市が一番高いんですね、大きいというか。負担の重いことがわかります。市長は、この市民の悲鳴が聞こえないのかと思ひます。直ちに改善をしていただきたいと思ひますが、お答えをお願いします。

○副議長（浅岡保夫） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 短期証の発行につきましては、2年に1度、被保険者証の一斉更新を実施しておりまして、それまでに滞納があった方に対しましては、一般の保険証から短期者証のほうに切りかえを行っております。この短期者証の方につきましては、納税相談を行いながら、納税の依頼をお願いしているような状況でございますので、そちらのほうの対応もきちんとさせていただくことも申し述べさせていただきます。よろしくお願いたします。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 今いろいろ言ってきたんですが、市民の声が、市長が、なかなかこういう市民の皆さんが大変重い負担で困難になっている中で、市に対して反対というか、住民投票という形であらわれたのではないかと考えます。

次に移ります。介護保険制度について。

高齢者福祉では、相次ぐ医療費の負担増や後期高齢者医療で制度改定で新しい負担増、介護保険料ではトップクラスの高い保険料を負担してきましたが、一方、年金は毎年引き下げが行われており、高齢者の暮らしは耐えがたいところへ追い込まれています。このことから、介護保険料の設定に当たっては、最大限安くすることを心がけなければなりません。

次に、保険料改定の時期に当たっては、これまで高齢者が蓄えてきた基金は全額保険料引き下げに回すことは当然ですが、従来の上乗せ、横出し部分については、高齢者福祉の施策で実施することにより、高い介護保険料の高浜の汚名の返上を求めます。

介護保険料も平成30年度から7期に入ります。市民の暮らしを守るために担当はどのようにしようと考えているのか、お答え願います。

○副議長（浅岡保夫） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 第7期の保険料につきましては、これからアンケート調査、それから給付分析を行って、その上で介護保険審議会のほうにも諮りながら設定をしていくということになります。上乗せ、横出しサービスの見直しにつきましても、現在、審議会のほうで審議をしている段階でございますので、よろしくお願いをいたします。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 要支援1・2のサービスが市の総合サービスに変更され、デイサービスから断られた方がいるという話を聞きました。また、事業所さんのほうでもサービスを受ける人が減って困っていると聞いていますが、どう考えておられるのでしょうか、お示してください。

○副議長（浅岡保夫） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 27年4月から新しい総合事業をスタートさせていただいておりまして、基本的には市内のほとんどのデイサービスの事業所が総合事業の緩和型のサービスの指定を受けておりますので、要支援の方は現行相当、緩和型というサービスの種類に違いはございますが、これまでの事業所でサービスを利用するといったことが可能となっております。

その一方で、緩和型サービスの指定を受けていない事業所を利用していた方の場合は、身体介護が必要であったり、認知機能が低下している場合を除き、別の事業所が提供するサービスに移っているというような状況でございます。一部の事業所で利用者が減っているということですが、利用者数に影響が出ているのは、緩和型サービスを提供していない一部の事業所ということで、緩和型サービスを提供しているほとんどの事業所では、利用者数に大きな変動はないというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 今、ほとんどの事業所が緩和型を利用して、実際に困っている方はいな

いだろうというお話でしたが、実際に要支援1・2のサービスで利用されている方が事業所のヘルパーさんたちに、あなたはもうこれで来れなくなるんだよとって言われているんですね。ですから、そういう方たちをどのようにするか。そこで断られてしまうと、せっかくここに来たのにということではっきりして、ついでに次のところに行くということが考えられない方も見えるわけです。そういう点で、その方たちのフォローをどのようにされたのか、お示してください。

○副議長（浅岡保夫） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 緩和型サービスの指定を受けていない事業所を利用されていた方の場合ですと、そのまま事業所を引き継いで引き続き利用するということではできなくなるというところで、地域包括支援センターの職員がしっかりと次の事業所、本人さん、そこら辺と調整をした上で、次のサービスにつなげているということでございますので、御理解をお願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） ケアマネジャーがそのあたりは面倒を見ていくというお話でしたが、実際に市が介護保険制度をやっているわけですから、こういう場合にこういうふうにケアマネジャーに次にもし、緩和型の制度をとっていない事業所さんがあるわけですから、指定を取って緩和型の制度を利用しているサービス事業所のほうに移すように説明なり指導してくださいということが必要ではないかと思いますが、どうでしょうか、お答えください。

○副議長（浅岡保夫） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 事業所そのものが緩和型のサービスの指定を受けるかどうかというのは、その事業所の判断ということになります。当然行政のほうとしてもその事業所に対しては、緩和型のサービスの説明をし、その指定を受けるといように進めさせてはいただいておりますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 高浜市は、現在16段階に段階をふやしています。しかし、最高段階の16段階では850万円以上となっています。これは例えば1,000万円以上にする事で、高額所得者の分を低所得者の保険料に回すこともできます。知立市では12段階ですが、最高段階は1,000万円以上に設定しています。高浜市でこのような方策をとる考えはないのかどうか、お答えをお願いします。

○副議長（浅岡保夫） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 低所得者の対策といたしまして、第6期では、16段階ということの県下トップの段階を設定させていただいておりますし、第1段階から3段階については国の基準の乗率よりも同等か引き下げを行っているというところで、低所得者の対策といったところではしっかりできているのかなというふうに思っております。1,000万円以上という段階を

設けてはということですが、第6期におきまして県内の市町村を見てみますと、全体の4割程度が1,000万円の基準を設けているということは把握しております。ただ、その一方で400万円、500万円といった低い額を設定している市町村があるのも事実でございます。所得段階につきましては、そのまちの第1号被保険者の数やその方たちの所得の分布状況、こういったことを考慮して設定をするということになります。7期においてもこれまで同様、そういった状況をしっかりと把握、分析した上で設定をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 次に、保険料と利用料の減免について伺います。

月2万円から3万円程度の低い年金者からも、1回の年金から4,000円を超えるような介護保険料を徴収されています。年金も削減されており、1カ月4万5,000円というような年金から5,000円余りの保険料を徴収されている方はこれでどうして生活していくの、これでどうして食べていくのと怒りの声が寄せられています。高浜市も高齢者の生活実態を把握し、独自の減免制度の実施を求めます。お答えをお願いします。

○副議長（浅岡保夫） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 先ほどの答弁と繰り返しになる部分があるかもしれませんが、低所得者対策については、16段階ということに設定をさせていただいておりますし、また、議員御承知のとおり、平成27年度からは国が公費を投入して保険料の負担の軽減というものを行っております。基本的な考え方といたしましては、低所得者の方への対策というのは、財政措置も含めて国の責任において実施する必要があるというふうに考えておまして、全国市長会においても国に対して提言を行っているところでございます。現段階では独自に減免制度を設けるといった考えはございませんので、よろしくお願をいたします。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 介護保険も高浜は大変高くて、本当に何とかならないのかねという声がよく聞かれます。これについては高浜市の高齢者の生活実態を把握して、本当に独自の減免制度の実施を求めたいと思いますが、市長のお考えをお願いします。

○副議長（浅岡保夫） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 先ほど答弁したとおりでございます。現段階では独自に減免制度を設ける考えはございませんので、よろしくお願をいたします。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 次に、病院行政について伺います。

高浜分院の協定違反について。

高浜分院に移譲して8年、補助をすると決めてあったのは3年間です。その後、いろいろ名目

は変わったものの、補助金をずっと払い続けています。今まででどれぐらいの金額になるのか、お示してください。

○副議長（浅岡保夫） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（磯村和志） 豊田会への財政支援でございますけれども、委員おっしゃられた運営に要する経費を初めといたしまして、さまざまな財政支援をさせていただいております。移譲した当初、平成21年度につきましては6億7,000万円、22年度が5億円、23年度が3億7,000万円、24年度が2億4,000万円、25年度1億9,000万円、26年度2億2,000円、27年度が2億円、今年度も2億円の予算を計上させていただいております。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 一民間病院へ8年間ずっと財政支援を続けているというのは、市民感情としても納得できません。協定書には、3年間は書いてありますが、ずっと払うようには書いてありません。協定違反だと考えます。この点でお答えをお願いします。

○副議長（浅岡保夫） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（磯村和志） 多分、議員おっしゃっているのは、病院の運営に要する補助の部分だと思います。こちらにつきましては、確かに移譲から3年間は赤字補填をさせていただくというお約束がございました。ただし、4年目以降も収支が改善されない場合は、協議の上で財政支援を行うと協定書に規定をされております。私も、平成24年度以降につきましては、従来の赤字を補填するというものではなくて、高浜市からの医療ニーズに対応していただくための財政支援ということで継続をさせていただいております。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 刈谷豊田総合病院の関連の病院は、どこも黒字だと聞いています。高浜分院だけ赤字が続いているのはなぜでしょう。ずっと財政支援をしていることで黒字になるようにするための方策をとろうとしていないからではないかと考えますが、お答えをお願いします。

○副議長（浅岡保夫） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（磯村和志） 刈谷豊田総合病院高浜分院につきましては、もともと高浜市立病院であったものを移譲させていただいたものです。豊田会としてはやりたい医療はあるんだけど、今の現状の建物の中では、今の4外来、それから入院についても104のベッドを持つことが最大という条件の中でやっておるものでございまして、なかなか今の建物の中で収支均衡というのは難しいというように伺っております。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 運営費については3年間だと。その後については協議の上でずっと払っていくというようなことが言われましたが、こういう高浜、一民間病院にずっと7年間、最初の3年間はやむを得ないとしても、ずっと財政支援をしているというようなことに住民が、高浜市

のやっていることはおかしいのではないかと、住民投票を出されたのではないかと思います。市長や賛成した議員は反省をすべきだと思いますが、その点で民間病院の将来に当たって、行政が手足になって、一民間病院の病院移設について土地探しまでするのは異常な肩入れであり、行政のやることではありません。この豊田会の言い分といいますか、希望に沿ったようなことを行政がずっとやってきているわけですが、この点での根拠を、どのようなものがあるのか、お示しく下さい。

○副議長（浅岡保夫） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） これまで当初の予定にない補助をしてきたというのは、協定書の中で、豊田会と高浜市は、お互い協力をして10年以上病院の運営に努めるということで、10年は最低やっていこうというものであります。今、議員のお話をお聞きしていて、御党のお考えとしては、このまちからベッドがなくなっていいというお考えであることがわかりましたので、認識をしておきます。

○副議長（浅岡保夫） 議員に対して、内藤議員、あと4分です。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） だから、市民の声をきちんと聞いて、病院をそのまま残したほうがいいのか、その点でも住民投票で1つの結論が出たのではないかと思います。豊田会がいろいろ土地のことも注文といいますか、7つぐらい意見が、高浜市がこういうところがあるというお話をしたようですが、思うところがないということで中央公民館の跡地ということに決まったというお話がありましたが、そこまで豊田会の言い分に従う根拠をお示しく下さい。

○副議長（浅岡保夫） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（磯村和志） 病院の移転先につきましては、豊田会に幾つかの候補地を示して協議を進める中で、中央公民館の機能が移転されることにより、取り壊される計画であったことから、ここを第一候補地にしたものでございます。この中央公民館の跡地というのは、市の中心地に位置をし、加えて現在の分院からも近いということから、かかりつけの患者さんを初め、市民の利便性が高く、移転候補地として最適であると判断したものでございます。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 安城の更生病院は決して近いところに移ったわけではありませんが、やはり入院患者さんたちを移すには御苦労があったと思います。でも、近ければいいというものではないし、中央公民館の、もし取り壊すことになっても、あの跡地はやはり高浜市としては一等地で、市の中心部、また、大変、どこからも、駐車場もあって行きやすいといいますか、というところですが、でも、病院というのは、今現在そういう住宅地の真ん中ではなく、離れたところに建てかえるというのが、今、病院を建てかえる場合の方向だと思っています。

○副議長（浅岡保夫） 内藤議員、あと1分です。

○12番（内藤とし子）　そういう面でもこの協定書に書かれている10年以上にわたって運営をするということが明記されていますので、また、協定書では、現在の病院の北棟を建てかえた場合、20億円を限度として補助するということが書かれています。もし移設するとなっても協定書違反ですので、出す必要はありません。お答えをお願いします。

○副議長（浅岡保夫）　副市長。

○副市長（神谷坂敏）　中公の跡地の活用は、私どもが豊田会にお願いをしている自主自立の経営のためにそこを選択肢の1番目とさせていただきたいという申し入れがございました。いろいろ、るる議員御指摘をされましたが、以前から申し上げているとおり、豊田会が現在の場所で医療を継続するお考えは全くありません。最短で10年たったら廃止です。移転ができなければこのまちからベッドがなくなるということを申し添えさせていただきます。

○副議長（浅岡保夫）　時間となりましたので、質問を打ち切ります。

　　暫時休憩いたします。再開は13時30分。

午後0時25分休憩

---

午後1時30分再開

○副議長（浅岡保夫）　休憩前に引き続き会議を開きます。

　　次に、8番、幸前信雄議員。一つ、平成29年度に向けての市政クラブの政策提言について。一つ、市長の政治姿勢について。以上、2問についての質問を許します。

　　8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄）　議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき、平成29年度予算編成に当たって、私ども市政クラブから提出させていただきました平成29年度に向けての市政クラブよりの政策提言について、市政クラブを代表して一般質問をさせていただきます。

　　本年3月に今後の公共施設全体のあり方を明らかにし、施設の更新、統廃合、長寿命化を計画的に実施し、財政負担の軽減、平準化を進めていくため、公共施設総合管理計画が策定されました。また、財政的な裏づけとなる計画として長期財政計画が示されました。高浜市で生活する市民が将来にわたって安心して暮らしていくためには、この2つの計画の確実な推進が求められます。

　　そこで、まず、公共施設総合管理計画についてお聞きいたします。

　　本年3月に策定されて以降、現在どのように活用しているのか、まずお伺いさせていただきます。

○副議長（浅岡保夫）　総務部長。

○総務部長（内田　徹）　公共施設総合管理計画でございますが、少子高齢化の進展による社会保障費の増加など大変厳しい財政状況の中で、ハコモノ施設やインフラ施設といった公共施設の

老朽化対策が大きな行政課題として浮上いたしております。長期的な視点に立って公共施設マネジメントに着手する必要性から、本年3月にインフラ施設の長寿命化も視野に入れた高浜市公共施設総合管理計画を策定いたしましたところでございます。

現在の活用方法でございますが、当初予算編成時において公共施設の改修時期や金額等を見比べ、各部局の要求と当計画とのすり合わせを行うなどの活用を図り、公共施設マネジメントに活用いたしております。

○副議長（浅岡保夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 今後の計画の見直しはどのようなタイミングで行われるのか、また、直近の改定計画の予定についてお伺いさせていただきます。

○副議長（浅岡保夫） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） 計画の見直しにつきましては、高浜市総合計画の基本計画の策定時期に合わせて、現時点では4年ごとに見直しを行うとともに、ハコモノ施設を対象といたしました公共施設あり方計画を推進するため、平成63年度までの間の更新時期を示した公共施設推進プランも作成してございますが、この推進プランの見直しにつきましては、当初予算編成時に見直しを進める予定でございます。

○副議長（浅岡保夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 次に、計画期間では、現計画は平成63年度までの35年間の計画となっておりますけれども、次の改定では、計画期間はどのように変更される予定でしょうか。

○副議長（浅岡保夫） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） 人口推計結果からは、平成63年度では人口が減少傾向に転じると想定をさせていただきます。社会情勢の変化や市民ニーズを把握する中で計画期間を検討することとなりますが、基本的な方針は本計画でお示しをさせていただきますので、総合計画基本計画の改定に合わせて、現時点では4年間の期間の延長といったところを考えてございます。

○副議長（浅岡保夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

今の御答弁ですと、基本的に今つくっている計画ありきではなくて、見直しをしながらベースをつくっていただいたという考え方だというふうに考えております。そういう意味でいうと、提出いただいて全体が見られるような形、これをつくっていただいたことに関しては、議員としても感謝申し上げるところでございます。

それでは、現在、公共施設の総合管理計画に基づいて実施されている、あるいは来年度予定されている案件は何件かありますけれども、その内容についてどういう内容でしょうか。

○副議長（浅岡保夫） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） 御質問の公共施設総合管理計画に基づき実施をさせていただきます案件で



ございますが、高浜小学校等整備事業、勤労青少年ホームの跡地活用、高取保育園・幼稚園のこども園化となっております。高浜小学校等整備事業は継続して事業を推進しているところでございますが、勤労青少年ホームと高取こども園化につきましては、来年度事業者募集のほうを進めていく予定でございます。

○副議長（浅岡保夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ここで1点確認させていただきたいんですけども、高浜幼稚園のこども園化というのが保育士さんとかいろいろ事情があって、今回延期という形になっているかと思うんですけども、来年度、高取幼稚園のこども園化の話、今出てきましたけれども、順番がどうなっているかというのをここで確認させていただきたいんですけども。

○副議長（浅岡保夫） こども育成グループ。

○こども育成G（都築真哉） こども園化の順番について今御質問いただきましたけれども、子ども・子育て支援事業計画では、高浜幼稚園の認定こども園化が平成28年度を目指すという書きぶりで先に出てきておりました。その後、平成30年を目指して高取のこども園化という計画でございましたが、議員、今御質問いただいたとおり、高浜小学校の整備事業の兼ね合いもございまして、高浜幼稚園につきましては、時期を改めて見直すこととしております。

あわせて、高取のこども園化につきましては、平成31年4月をめどに進めていくこととしておりますので、順番が少し変わってございます。

○副議長（浅岡保夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。保育ニーズというのは、これからどんどん高まってまいりますので、きちんとその辺のところ、状況を見ながら進めていただきたいというふうに考えております。

それでは、公共施設の総合管理計画の財政的な裏づけとなる長期の財政計画との関係を考えてみると、例えば高浜小学校等整備事業の事業費が確定した段階で、軽微な改定を行う必要があると考えておりますけれども、どのように対応していく予定なのかということをお教えてください。

○副議長（浅岡保夫） ここで1点御報告いたします。

本日、読売新聞より12月定例会第2日目について写真撮影したいとの申請があり、これを許可しましたので、御了承をお願いします。

行政グループ。

○行政G（山本時雄） 契約等が確定したものにつきましては、必要な改定を行い、当初予算の編成等に活用させていただきたいという予定でございます。

○副議長（浅岡保夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

基本的にやっぱり全体の計画の中で修正が基本的にはかからないというのが本来あるべき姿だ

というふうに思っております。そういう面でいうと、後ほどもお話ししますけれども、現状こういうふうにするためには、どれだけの経費が必要だということは明確にさせていただく必要があると思いますので、その点はよく御理解いただきたいというふうに思っております。

続きまして、現在の公共施設総合管理計画の課題等についてどのように捉えているのかということをお教えください。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 公共施設総合管理計画でございますが、公共施設の今後の方向性についての方針をまとめたもので、長期にわたる公共施設推進プランもあわせてお示しをいたしております。長期的な視野で全体像を明らかにし、その対策に資するものでございます。

具体的に公共施設をどのようにしていくかは、総合計画基本計画の計画期間の中で検討していくべきものと考えております。公共施設の対象施設、改修時期や改修コスト等をそのときの財政状況や社会情勢等から判断し、より効率的・効果的な公共施設マネジメントにつなげていくことが重要であると考えております。

○副議長（浅岡保夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

続きまして、長期の財政計画について、本年3月に策定されて以降、現在どのように運用管理されているのかということをお伺いします。

○副議長（浅岡保夫） 財務グループ。

○財務G（岡島正明） 長期財政計画の運用をどうしているかということでございますが、予算を編成する、あるいは決算額が確定する都度その状況を反映するとともに、公共施設総合管理計画の推進に合わせまして、契約等が確定したものにつきまして順次置きかえを進めまして、当初予算の編成等に活用しているところでございます。

○副議長（浅岡保夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

それでは、基本的に今後の計画の見直しはどのタイミングで行われて、いつ議会のほうに示していただけるのかということをお答えいただけますか。

○副議長（浅岡保夫） 財務グループ。

○財務G（岡島正明） 決算額の確定や補正予算額の計上に合わせた時点修正とか消費税の引き上げ延期など、国の制度改正あるいは公共施設総合管理計画の推進に合わせた修正を行いまして、当初予算の上程時にお示しをさせていただきます。また、現時点では4年に一度、総合計画基本計画の改定時に社会経済情勢や人口の推移状況等を反映した、全体を大きく見直したものをお示しすることを考えております。

○副議長（浅岡保夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

今、長期の財政計画の質問をさせていただいているのは、基本的に該当年度の予算、これをこちらで審議するに当たって、今現在じゃなくて将来にわたって今回の予算がどういう位置づけでどういうふうになっているかということを見たいわけですから、そういう意味でいうと、予算と同時というんじゃなくて、やっぱり少し早く出していただかないと、こちらで検討する時間が必要になりますので、そういうことは要望させていただきたいというふうに考えております。

それでは、現在の計画期間は、公共施設の総合管理計画に合わせる形で平成63年度までの35年間の計画となっていますけれども、次の改定では、計画期間はどのようになってくるのかその点をお示しください。

○副議長（浅岡保夫） 財務グループ。

○財務G（岡島正明） 長期財政計画というのは、将来を見通すということで公共施設総合管理計画と両輪の財政的な裏づけとなる計画でございます。公共施設総合管理計画と同様に総合計画基本計画の改定に合わせまして、現時点では4年ごとの延長というのを考えております。

○副議長（浅岡保夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） それでは、長期財政計画の課題をどのように捉え、今後確実に推進していくためには何が必要というふうに考えてみえるかということをお答えいただけますか。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 長期財政計画は35年間という長期間の計画でございます。将来予測については、現時点の状況をもとに推計条件を設定し、長期的な視野で歳入歳出をシミュレートしたもので、財政上どのような事態が起き得るかを早い段階で把握するための計画となっております。

今後確実に推進していくためには、社会経済情勢等の変化に応じた修正をタイムリーに行い、将来の健全財政を脅かす事態を早期に発見し、いかに対策を講じていくかが重要であると考えております。

また、大きな財政負担が見込まれます公共施設総合管理計画と連動させることで、公共施設の更新等の財政負担の平準化や、限られた財源の中でいかに行政サービスを展開していくかを判断するための資料として運用しながら点検・精査し、精度を高めていくことが必要であると考えております。

○副議長（浅岡保夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

以前も高浜市で構造改革推進計画書を提示いただいて、それに従って活動されていたということがございます。それがなくなった後、基本的にどういう形の運営をしているかというのが非常に議会としても見づらくなった、そういう状況がございました。そういう面でいうと、今回の公

共施設の総合管理計画と長期の財政計画、これは将来にわたってどういうポジションにいて、どういうことが起こるんだということを予知しながら考えて行動できる、そういうものになっているというふうに考えております。

そういう面でいうと、これ改定するのもすごく大変だと思いますけれども、きちんと改定していただきながら、高浜市民がこれからそういうところで混乱させないような、そういうものをきちんとやっぱりつくっていただきたい、継続していただきたい、そういうふうに考えておりますので、これからの運用のところ、仕組みとしてきちんと回すようお願いしたいというふうに考えております。

では、続きまして、これからは事業の話になるんですけれども、新規事業の企画提案方法について質問させていただきます。

まず1点目として、新規事業の達成時期を明確に提示することということで、新規に事業を始められるときにPDCAということをよくおっしゃってみえますけれども、きちんとその事業がどのタイミングで達成できて、その達成状況、これがわかるようにならないとPDCAを回せないというふうに思っておりますので、その辺のところをきちんと明示していただきたいということで今回質問させていただきますけれども、よろしいでしょうか。

○副議長（浅岡保夫） 総合政策グループ。

○総合政策G（野口恒夫） 本市では、第6次高浜市総合計画の基本構想に掲げます高浜市が目指す姿「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま」を実現するために、基本計画の目標達成に向けた主要な事務事業の具体的な内容、時期、コストなどを明らかにしたアクションプランを策定しております。

基本計画期間内——中期は4年間というふうになりますけれども——に取り組む事業内容を明らかにしており、上半期と年度ごとに見直しを行っております。構成は、事業の基礎情報、事業の概要、事業の工程表、事業に係る事業費概要、事業に係る事業費積算基礎となっております。

御質問の新規の達成時期の明確化でございますが、アクションプラン事業の場合としてお答えをさせていただきます。まず、年度当初にアクションプランシートの事業工程表を作成し、スケジュールを明記します。上半期が終了した時点で、上半期の振り返りと今後のアクションプランシート、さらに、年度の最後にはアクションプラン年度振り返りシートを作成しまして、年に2回、達成時期におくれがないかどうか点検・検証といった内部評価を実施いたしているところでございます。さらに、高浜市総合計画推進会議におきまして、市民委員による点検、確認といった外部評価も行われ、その結果は市長へ提出されております。

このように時代の変化やまちづくりの課題に的確に対応できるようにするため、目標の達成度や効果、効率性などを点検・検証するPDCAサイクルを回し、その結果を改善に結びつけているところでございます。

○副議長（浅岡保夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

アクションプランのシートを見せていただいているんですけども、一般的に見ていると、これ失礼かもしれない、玉虫色にどうしても見えるというか、チェックができない。要は以前から言っておりますけれども、現状に対してこれだけの投資をして、何年後にこういう姿にするというところが非常にわかりづらい。心の満足度というか、全てを否定するわけじゃないですけども、どちらかという、具体的に誰が見てもわかる、そういうものをやっぱり1つでも2つでもやっていかないと、市民にとってわかりにくい、税の使われ方がどういうふうになっているかということがわかりづらい、そういうふうになるような気がします。

そういう意味でいうと、今回、今申しましたけれども、新規事業を実施する前にはきちんと現状調査を行っていただいて、その現状が改善を実施する、事業を実施することによってどういう姿に、何年後に生まれ変わるんだということをきちんと企画段階で示していただきたいというふうに考えているんですけども、その辺についてはどうでしょうか。

○副議長（浅岡保夫） 総合政策グループ。

○総合政策G（野口恒夫） 事業の明確化ということで、先ほどのちょっと答弁の繰り返しになってしまいますけれども、まず、事業の工程表ですね、こういったものを明らかにしております。目指す目標、そういったものをちゃんとお示しさせていただいて、その目的に応じて、ちゃんとその目的達成のための手段としてその事業がうまくいっているのかどうか、そういったものをわかりやすくお示しをさせていただいているところがございますが、議員御指摘のように、なかなか見えづらいところもありますので、そういったところは随時改善して見直しを図っていきたいと思っております。

○副議長（浅岡保夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ぜひともお願いしたいというか、基本的に実態の数字でやっぱり示していただけるほうがわかりやすいというか、反省もしやすいというふうに思うんですけども、以前から申しておりますけれども、あることをこういう問題があって解決するためにこういう手段をとりましたと。ところが、その手段が課題解決についてうまく機能しなければ、結果的には結果があらわれない。要はやり方、手段、アプローチの仕方が違っているんだというふうに思うんですよ。課題としては同じだと思ってしまうんですけども、その辺のところはきちんと手段を継続していけばよいのか、ここで見直しが必要になるのか、そういうことがはっきりわかるような形にしないと、どんどん広がってくるばかりで、実際に果実を手にすることができない、そういうふうになってくると思っておりますので、これ民間の発想でも基本的にそういう形になります。

そういうものを全てが全てということはいませんが、1つでも2つでもそういうことがわかるようなもの、これはつくり上げていただきたいと思いますというふうに思っております。

それと、今のお話でもそうですけれども、新規事業を実施する前に、やはり企画段階のところできちんと事業の内容、手段、これが本当にその課題に対して有効であるかどうかということを検証する必要があると思います。結果的には現実があつて、なかなか結果どおりのことがあらわれないということもありますけれども、少なくともものをつくるときでもそうですけれども、試作段階での評価というのは必ずやります。その中で問題があれば、そこで潰していく、そういうステップの積み上げが結果につながるというふうに考えておりますので、そういうことになりますと、基本的に企画段階でそういう話し合いというか知恵の出し合い、そういうことを考えていただきたいと思うんですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○副議長（浅岡保夫） 総合政策グループ。

○総合政策G（野口恒夫） まさに今、議員おっしゃるように、ともすれば行政のやっている仕事というのが例年同じことをやっている、何か事業をやっておれば手段、目的が達成されたかのように勘違いしてしまうというところがございます。決してそういうことにならないように、この事業は何に目的があるのかということ常日ごろから職員を含めて、上司も含めてそういったことを意識させることが必要だと思っております。そういった意味でのこのアクションプランであると思っております。

このアクションプランの指標、こちらは自分たちでお手盛りの指標ではなくて、いろんなアンケートをとらせていただいて、その利害関係者でない方が、市が進めている施策に対してちゃんと行っているかどうかというようなアンケート、これを行っております。

また、小学3年生から中学3年生、こういった方の子供たちの意見もアンケートをとりまして、それを取りまとめて、また分析した結果、施策がどういうふうに進んでいるか、市民の満足度がどのように上がっているのか、そういったものをその利害関係者でない方も含めて市民全体としてアンケートをとりまして、その進捗状況についてアンケートをとって、それをまた施策の数値目標が達成できなければ、また手段を変えて新たにどういった効果が必要なんだというふうに常に改善、見直しをしながら事業を組み立てている、そういった状況でございます。

○副議長（浅岡保夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

今、企画段階のお話をさせていただきましたけれども、やっぱりたくさんの方の知恵をどうやって出し合うかというところがすごく大切だと思うんですね。以前、ヤフーなんてインターネットが発達し出したときに、これは知恵を出すとかアイデアを募る、そういうサイトがありました。それというのは、物欲じゃなくて、やっぱり自分の考えていることが実現できるという、そういう喜びを求めるようなサイトになっているんですね。

そういう意味でいうと、皆さんからいかにうまく知恵を出していただくか、それをいかに具現化してみんなの幸せにつなげるか、そういうことを考えていただくこともすごく大切じゃないか

と思うんですよ。そういう意味でいうと、企画の段階でそういう知恵を出し合うような環境をつくる、そういうことが求められているんじゃないかなというふうに思いますので、そういうところもひとつぜひ考察いただきたいというふうに考えております。

それと、事業を始めた後に当然やられているとは思いますが、事業のある程度手段を講じた後に、中間的にどちらかというと、この進め方で本当に間違いがないのかどうかというのを検証する場が必要になると思います。そういうところでいうと、実際にどういう形でされているのか、そういうところがよくわからないというか、これ達成見込みがないと、追加で何かをやるのか、全く全然効果がないから一から見直すのか、そういうところがどういうふうに行われているのかということをお伺いしたいんですけども。

○副議長（浅岡保夫） 総合政策グループ。

○総合政策G（野口恒夫） 年度当初に出しますアクションプランシートの事業の工程表で達成時期を管理すると同時に、上半期が終了すれば、上半期の振り返りと今後のアクションプランシートの作成、また、さらに年度の最後にはアクションプラン年度振り返りシートを作成し、年に2回、達成時期におくれがないかどうか点検・検証、そういったことを内部評価でございしますが、実施しているところでございます。さらに、高浜市総合計画推進会議において、市民委員による点検、確認といった外部評価を行っているところでございます。

達成が難しい場合、まず、どこに問題があるのか、その原因を分析するとともに、その問題を解決するための手段、こういったものを職員全員で考えていく、そういったことを取り組んでおります。

○副議長（浅岡保夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） あと、事業が終わった後なんですけれども、うまくいったから終わりというのではないと思うので、基本的に自分たちでもそうですけれども、何かが終わった後、事業の振り返りというか、今後につなげる意味で、当然全てが全てやったことがうまくいっているとは思っていませんけれども、反省しているところ、今回、事業でこういうふうによくは行ったんだけれども、途中こういう苦労をして、紆余曲折しながら今回の目標を達成できたんだというところが、結果としてその人のノウハウで終わるんじゃなくて、共有できるような形で持っておくことが必要だというふうに思います。

そういう面でいうと、組織全体のレベルアップ、こういうことを図っていかないとなかなか人は育ってこない。人を育てるということは、先ほども言いましたけれども、全体の組織力につながってくるというふうに考えておりますので、そういうところはどういうふうに行われているかということをお伺いしたいんですけども。

○副議長（浅岡保夫） 総合政策グループ。

○総合政策G（野口恒夫） うまく成果が上がらない事業があれば、もう一度原点に立ち返って、

目指す姿でありますとか最終目標、こういったものをしっかり捉えまして、課題を解決するための手段を再検討する機会を設けております。職員内部だけのお手盛り評価ではなくて、高浜市総合計画推進会議の市民委員からの市民目線での外部評価も行いまして、市民からのアドバイスももらっているところでございます。

組織全体のレベルアップ、まさに議員おっしゃるとおり、そのように感じております。職員全体がこういった目指す姿、最終目標、こういったのをしっかり捉えて、それに課題解決するために職員全員で考えていく、それを上司がサポートしていく、そういった体制で行ってまいりたいと思っております。

○副議長（浅岡保夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

基本的に今、高浜市が課題として抱えていることが10年後も同じ課題かということ、違ってくると思うんですね。その課題にしても、優先順位も変わってくる。そういう中で継続してずっと同じことをやっていることが高浜市にとって本当にいいことかどうかというのは、節目、節目でやっぱり見直していく必要があると思うんですけれども、そういう意味でいうと、継続実施している事業でも、企業なんかでいうと日常管理とかいう形で、ふだんの自分たちの行動のところ、方針じゃないんですけども、組織の中で事前にチェックするような仕組みは持っているんですけれども、そういう面でいうと、継続実施している事業、こういうところもしっかりと投資効果をわかるようにして見直していく必要があると思うんですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○副議長（浅岡保夫） 総合政策グループ。

○総合政策G（野口恒夫） 各担当部局から提出されるアクションプランシートには、事業の概要、事業の工程表のほか、事業に係る事業費概要が記載されております。事業に係る予算額の財源内訳でございまして、単独事業か補助事業か、そういったものがわかる様式になってございます。

また、効果につきましてですが、成果指標となる「みんなで目指すまちづくり指標」で数値目標と現状値が記載されてございます。ほかに投資に対する効果としまして、毎年、主要施策成果説明書を作成し、事業ごとにどれだけの費用を投資し、どのような効果があったのかを記載してございます。記載に際してですが、事業を行った回数といったアウトプットではなく、事業を行ったことでどんな成果が生まれたかといったアウトカムを意識して記載しているところでございます。

○副議長（浅岡保夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

それでは、基本的に民間はやっぱり収益を求める集団ですので、投資に対する効果ということ



に重点を置くんですけれども、今の財政状況とかそういうことを考えると、ある程度そういうことが公的機関においても必要じゃないかというふうに考えております。要は、投資したことに對する見返りというのが何なのかというのを見直していく必要があると思うんですけれども、そういうところについてはいかがお考えでしょうか。

○副議長（浅岡保夫） 総合政策グループ。

○総合政策G（野口恒夫） 国におきましても、まち・ひと・しごと創生法の成立に伴いまして、地方版総合戦略を策定するに当たり、施策に対して客観的な重要業績評価指標、いわゆるK P Iを設定するように通知がございました。本年3月に策定した本市の高浜版総合戦略におきましては、既に総合計画の「みんなで目指すまちづくり指標」がK P Iとして機能していることから、改めてK P Iを設定するのではなく、「みんなで目指すまちづくり指標」とK P Iは連動するとして、同じ数値目標を使用してございます。

このように本市におきましては、国より先んじてアウトカムを意識した客観的な成果指標を設定しまして、投資による効果を年2回見直す体制を構築しているところでございますが、実際に行政では、民間で使用する成果指標ほど測定が難しい場合もございます。

例えばでございますが、生活困窮者自立支援事業でございますが、生活困窮にある方を自立に向けて支援することが目的でありまして、相談件数でありますとか、もしくは就労者をふやすことが手段となってまいります。事業に対する成果としましては、相談件数もしくは就労者数となります。しかし、成果ばかり意識してしまいますと、就労させることが目的となってしまいまして、その人にとって就労することが本当に必要なかどうか、こういったものは現場ではさまざま事例がございまして、一つの指標でははかれない場合もございます。

また、成果が上がらないからといって生活困窮者自立支援事業を廃止するという決断ができるものではありません。民間では非効率である仕事ほど、行政が担う仕事でもあるからです。行政が担う仕事は必ずしも単一の目的であるとは限らず、複数の目的で行われているものが多いものでございます。このため、できるだけ多くの職員の議論を通して、何のためにこの事業を行うのか、そのための成果として何が適当かを議論できる環境づくり、こういったものが重要であると考えております。

○副議長（浅岡保夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

何かやっぱりちょっと違うような感覚を受けるというのは、どちらかというと、やり方、方法、アプローチ、そういうところの課題だと思うんですけれども、成果がうまく出ないということは、基本的に何かアプローチの仕方が違っているんじゃないかなというのが民間の基本的な発想。要は結果が出てどうだという発想がやっぱりあるんですけれども、そういう面でいうと、最初にこういうふうにするんだという姿にいかなかった場合は、やはりやり方に問題があるというふう

素直に考えたほうが、これ民間、公的機関問わず同じことだと思っただけですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

○副議長（浅岡保夫） 総合政策グループ。

○総合政策G（野口恒夫） 確かにこちらアプローチの仕方、手段が悪かったからその成果が達成できないかということも確かにあると思います。そういったこともありますので、こういったプロセスも大事ですけども、まずもって、その職員全員が同じ目的意識を持って、先ほども答弁しましたけれども、議論できる環境、こういったものを構築することによって職員全体がその問題解決、そういったものをみんなで考えていく、そういった体制づくりというのが必要じゃないかというふうに考えております。

○副議長（浅岡保夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） あと、ちょっとやっぱり普通に見ていて気になることがありますて、というのは、やっぱり公的機関というのは、事業としてこれが成り立つという姿を示せば、素直に言うと、民間が本当にそれで採算ベースに乗るといふか、何らかの形で事業としてやっていけるといふふうになってくると、いつまでも公的機関が事業をやっているということ自体が逆に言うと民業圧迫になるような気もするんですけども、一般的に介護の世界なんかでも、当初はやっぱり民間の事業者というのはなかなか入りづらい事業だったのが、直近で言うと、事業所がいろいろでき上がったりですとか、サービスもいろいろできております。

そんな中で、いつまでも公的機関がそこで頑張るといふこと自体が本当に市民にとって幸せなのかどうか、そういうことも見ていただく必要があるという意味で、公的機関が負っているサービスを民間に移譲していく必要もあると思っただけですけども、その辺のプロセス自体に何かお考えがあれば教えていただきたいんですけども。

○副議長（浅岡保夫） 総合政策グループ。

○総合政策G（野口恒夫） 民間事業への事務事業を移譲せよというところがございますけれども、これまで高浜市では、他の自治体に先駆けまして、積極的にアウトソーシングを進めてきたところでございます。

平成7年3月に市が100%出資した民間会社としまして、高浜市総合サービス株式会社を設立しまして、市役所の窓口業務を初め平成28年度は32事業を委託し、正規職員を配置した場合と比べまして、約2億8,000万円の経費節減が図れているところでございます。

また、先ほども議員の質問にあったように、平成17年3月に東京大学名誉教授、大森彌先生を委員長としまして、町内会や公募による市民の方など14名で構成された高浜市構造改革推進検討委員会から、構造改革の基本的な考え方と5つの改革の柱の具体的な方策が取りまとめられました高浜市構造改革推進検討委員会報告書が提出されたところでございます。

その中で提案されましたアウトソーシング戦略では、アウトソーシング化の適否や委託先の公

平かつ公正な評価を実施するための外部委託推進ガイドラインを作成し、委託後においてもサービスの質、コストの妥当性などを評価するため、外部委託事業の評価に関する指針を策定しまして、外部委託の第三者評価制度を導入するなど積極的にアウトソーシングしてまいりました。今では、かわら美術館や図書館、各公民館、スポーツ施設など数多くの施設をアウトソーシングしております。市民サービスの向上やコスト削減の効果も出しております。このことに関しましては、毎年広報にて指定管理者評価結果を公表しているところでございます。

さらに、地域内分権推進事業交付金、いわゆる移譲事業でございますが、もともと市が実施していた事業のうち地域で取り組んだほうがよりよいサービスにつながるものについて、必要な権限と財源を行政から地域へ移し、まちづくり協議会が仕事として受けるものがございます。

○副議長（浅岡保夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

今まで民間移譲ということで、積極的にやられてこられたということはわかっております。そういう意味でいうと、それ自体が個人的にはうまくいっている。要は民間にやっていただいて特に感じるのが、ここの市役所1階の窓口のところ、総合サービスの方は割と接客のところをきちんとやっていただけるものですから、そういう面でいうと、市民にとってはありがたい姿になったのかなというふうを感じるんです。

ただ、民間移譲を進めていただきたいという発想のところは、市が関与する部分ばかりじゃなくて民間ができるところ、要は市場がどういう形、世の中がどういう形に変遷してきているか、これを常に見ながら、何年間に一度そういうことをきちんと見直しながら、公的機関と民間の存在の役割、これを見直していただく必要があるというふうに考えております。

そういう意味でいうと、定期的に公共施設の総合管理計画でもそうですけれども、ある視点をもって世の中の情報を集めて、それに従ってやっていくということがすごく大事じゃないかなというふうに考えております。そういう仕組みもぜひとも検討いただいて、積極的に市民にとってサービスとは何なのかと、その視点でやっぱり見ていただきたいというふうに考えております。

それと、先ほどお話しありましたけれども、地域内分権の推進事業交付金について、どの程度まちづくり協議会が担っているのかということをお教えいただきたいと思っております。

○副議長（浅岡保夫） 総合政策グループ。

○総合政策G（野口恒夫） 平成17年度に南部まちづくり協議会におきまして、青パト防犯パトロールや公園管理、総合防災訓練、あと、男のレシピ研究会の4つの事業からスタートしました移譲事業が年々その数をふやしまして、今年度には11事業の移譲事業メニューから、多いまちづくり協議会では10の事業が移譲されまして、5つのまちづくり協議会の合計で31の事業が移譲されておまして、平成27年度実績としまして、1,156万円の交付金が交付されてございます。

従来、行政が一律に実施していたサービスを地域の実情に応じて、創意工夫を生かしながら実

施していただくことによりまして、地域住民のサービスに対する満足度、納得感が高まるとともに、地域住民が事業を担うことによりまして、地域に対する愛着が生まれるなど、行政が行うよりもさまざまな点で効果的・効率的であると考えてございます。このようにこれまで多くのアウトソーシングが実施されておりますが、ICT技術の進展でございますとか施設の統廃合、そういったことによりまして、現在アウトソーシングしている窓口業務や施設管理業務につきましては、今後縮小傾向になると考えております。

このような中、将来を見据え費用対効果を検討し、市民サービスの向上、こういったことに資する事業は積極的にアウトソーシングしていきたいと考えております。

○副議長（浅岡保夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

まち協への委託事業で特に感じるのは、私なんかは会社員をやっていたので、地域とのつながりが非常に少なかった。そんな中で、少数ですけども、青パトに乗ると、地域の方と一緒に1時間、同じ車内でいろいろなことを話しながら青パトに乗っているわけですけども、そんな中で、地域の方は地域のことをいろいろ教えていただけるわけなんですよ。逆に自分が自分の立場で知り得ること、議員という立場じゃなくて会社の話ですか、そういうことをしながら同じ車内でコミュニケーションを図るといふか、どういう人だということをしやべり合っているんですけども、そういう意味でいうと、そこで顔を合わせる関係、こういうこともすごく大切だと思うので、単に何かやっているというんじゃなくて、出会いといふか、そういう面でもやっぱりそういうことは副次的な効果になると思いますけれども、そういうこともやっぱり積極的に宣伝いただきたいなというふうに思います。

最近、青パトなんかでも見ていると、だんだん乗られる方は減ってきておりますので、単にパトロールするんじゃなくて、人間として町内会でもそうですけれども、隣同士会ったら挨拶する、青パトに乗って知っている人を見かけたらやっぱり挨拶する、言葉を交わす原点だと思いますので、そういう意味でもやっぱり進めていただきたいなというふうに考えております。

それと、先ほども言いましたけれども、民間移譲の話を申し上げましたけれども、指定管理者ですとか市が関与するような仕事がたくさん例に挙がってきたんですけども、思い切ってやっぱり民間に出してしまう、こういう発想も必要だというふうに思うので、そういうところがあれば積極的にやっていただきたいなというふうに思っているんですけども、そういうところはいかがでしょうか。

○副議長（浅岡保夫） 企画部長。

○企画部長（神谷美百合） 議員が言われましたように、介護保険制度ですとか保育所では民間事業者の参入が認められるようになりまして、利用者はサービスを自由に選択できるようになるとともに、利用者獲得のために競争原理が働きまして、サービスの向上につながっていると感じ

ております。

行政が提供するサービスは、法令等の規定によるものや公権力の行使に当たるものなど、直接行政が執行すべきものも数多くございますが、関係法令に抵触せず、民間業者の方でも事業として成立する可能性のあるサービスについては、行政は積極的に民間へ移譲するように考えていくとともに、移譲の際に障害となる要因があれば、それを排除するように、例えば構造改革特区などの制度を活用し、新たな規制緩和も求めてまいりたいというふうに考えております。

ただし、移譲の際には、市民サービスの質の確保については十分に配慮してまいりたいと考えております。

○副議長（浅岡保夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

それでは、事業内容を変更または事業を廃止する場合は、基本的に行政が請け負っていたサービスのところ、これから選択と集中という話も出てまいりと思います。同じ形でいつまでも残していくことができない。先ほども言いましたけれども、高浜市の持っている課題というのは時間とともに変わるというふうに考えておりますので、そういった場合に新しい事業をどんどん始めていくと、これ財政的に負担が大変かというふうに考えます。そんな中で、事業を新しいものに変えるということを行うときに、徹底的に利用者の方に説明していく必要があると思うんですけども、その辺のところはどういうふうにお考えかというところをお答えいただきたいんですけども。

○副議長（浅岡保夫） 総合政策グループ。

○総合政策G（野口恒夫） 事業の見直しにつきましては、これまで答弁させていただいたとおり、年2回ほど社会情勢だとかニーズの変化を捉えまして、その都度アクションプランの見直しのほうをかけております。事業の変更または廃止がありましたら、そのアクションプランシートに記載されまして、その理由や今後の方向性が示されまして、それは全てホームページに公表されております。

また、職員内部だけのお手盛り評価ではなく、高浜市総合計画推進会議の市民委員から市民目線での意見も頂戴しながら、そういった事業の廃止、変更等ありましたら、市民の皆さんにわかりやすく示させていただきたいというふうに、今のところ示しているところでございます。

○副議長（浅岡保夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） やはり今回の件もそうですけれども、受益者というのがそこに存在する以上は、その方たちはサービスが変わることに対してすごく抵抗されると思います。ただ、必要だということはある程度しゃあないなという世界だと思いますけれども、そこまでやっぱりやり切るということが大切かというふうに考えております。

以前、高浜市の姉妹都市の瑞浪市さん、山間部にあつて学校を統合するという話が出たときに、

たまたま向こうの議会事務局長が、以前が教育の関係だったんでしょけれども、その地区の説明に100回ぐらい行って説明したと。ただ、最後はこういう形でということで了承はしてもらったんだけどもということを言われていましたけれども、やっぱり何かをなくしていくということは、それぐらいやっぱり労力のかかることだと思います。新しくつくるよりは、なくすほうが大変だと思います。そういうことを肝に銘じていただいて、行動いただきたいと思います。単にホームページに公開すればいい話じゃないと思います。

それでは、あと、受益と負担の考え方の整理を行っていただきたいんですけども、基本的に受益者負担ということを以前から、森市政の時代から受益者負担の考え方でやってきたということをおっしゃってきました。ただ、やっぱり1点気になるのが、負担割合のところ飛んでいっちゃっている。ですから、ただ一部負担いただければいいという発想じゃなくて、そのサービスの対価に対してどれだけの料金を払うかと。これ民間だと採算が合わないと潰れる話ですよ。やっぱり基本的に税というものを集めて、これを使わせていただいているわけですから、その負担割合というところの考え方も入ってこないとおかしいんじゃないかというふうに考えているんですけども、その辺のところどういうふうにご考えてお見えかということをお答えいただきたいんですけども。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 行政サービスを提供するためには、施設等の維持管理費や人件費といったコストが必ずかかっておりまして、そのコストは市民の方々が納める税金などによって賄われております。

受益者負担とは、特定の事業、サービスによって受益を受ける人がその経費の一部を負担するという考え方でございます。全ての経費を税金で賄う場合、そのサービスを利用する人と利用しない人との間で不公平が生じるため、特定の人がサービスを利用し利益を享受する場合は、使用料や手数料として応分の負担を求め、サービスを利用しない人との負担の公平を確保するというものでございます。

現在の厳しい財政状況を考えますと、提供する行政サービスに係るコストを明らかにし、その上で行政が主体となるべきものか、受益者にどの程度の御負担を求めるべきものかを検討していく必要があるものと考えております。

○副議長（浅岡保夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

もう少し踏み込ませていただきたいんですけども、望ましい受益と負担についてどのようにお考えなのかということをお答えいただきたいんですけども。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 望ましい受益と負担のあり方につきましては、均衡のとれた税負担割

合を検討していくことが重要となります。つまり受益と負担の関係において、行政の領域に近い場合は必要なコストを税で負担することが妥当でございまして、逆に民間の領域に近づけば、税負担の割合は低くなるものと考えております。

例えば使用料では、全市民が対象である道路、公園は全面的に税負担をするものでございまして、受益者負担の割合が逆に高くなるものとしたしましては、例えば駐車場でございますとかテニスコートなどが考えられるところでございます。このように公共性等によりまして受益者負担割合を検討し、受益者と非受益者間の公費負担の公平性や透明性を確保する取り組みが必要になってくるものと考えております。

○副議長（浅岡保夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

それでは、受益と負担についてどのような議論を重ねてきたのかということをお伺いさせていただきます。

○副議長（浅岡保夫） 財務グループ。

○財務G（岡島正明） これまで受益と負担についてどのような議論を重ねてきたかということでございますが、使用料等のことについて申し上げますと、平成10年度に使用料等の積算基礎や料金体系の改定、これを全面的に行いまして、その後、構造改革のところでは指定管理者制度の導入を初めとしまして、アウトソーシングを進めるということで行政コストの低減やサービスの質に努めると、行政サービスをめぐる環境の変化が一時ありました。

その後、平成19年度と21年度には改めて構造改革プロジェクト、受益と負担の分科会におきまして使用料等の見直しが協議され、平成23年度には経営改革プロジェクト「経営基盤の改革分科会」におきまして受益者負担の適正化について協議がなされて、これまで継続的に協議を重ねてきているところでございます。

最近におきましては、消費税10%への引き上げが来年4月に予定されていたわけですが、そこに向けまして準備を進めておりましたが、消費税の引き上げが平成31年10月ということに延期されましたことから、現在、引き上げの手續というのを一時凍結しているという状況でございます。

○副議長（浅岡保夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

何か節目、節目でそういう見直しをされているようにやっぱり聞こえるんですけども、そういう面でいうと、定期的にどういう姿になっているかというところをやっぱり検証しながら見直していく必要があると思うので、そういう面でいうと、先ほど長期の財政計画なんかでも4年ごとにもう一度長期計画に合わせてというお話をされてはいたけれども、何かそういう仕組みが必要になってくるんじゃないかなというふうに考えるんですけども、その辺についてはいかが

でしょうか。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 御指摘のとおりでございます。受益と負担の割合、使用料、手数料の見直しにつきましては、これまでルールがございませんでした。今後でありますけれども、例えば何年に一度は見直すといったルールづくりにも努めてまいりたいと考えております。

○副議長（浅岡保夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

ただ、一気に変えるというのは、なかなか周囲の状況もあって難しいかと思えますけれども、その辺のところは状況を見ながらやっていただければと思えますので、わかった上で実施するのとわからずにやってしまうのでは全然意味が違ってまいりますので、その辺のところは考えを持ってぜひ進めていただきたいというふうに考えております。

それと、今後の公共サービスを維持していくためには、一步踏み込んで受益者による負担割合について議論を行っていただいて、基本的な考え方の整理ですね、これを行っていく必要があるというのと、やっぱり受益者に当たる方がそれに納得できるかどうかという話につながってまいりますので、そういうところ、考え方をまずしっかり整理いただきたいというふうに思っているんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 例えば公共施設の利用料のことを申し上げますと、公共施設を利用される方の使用料というのは、その施設を維持する費用のごく一部を御負担いただいていることとなります。そのほか、その施設の維持管理に必要な大半の費用というのは、これは施設を利用されない一般の方の税負担によって賄われております。そういったことから、使用料、手数料につきましても、本市として見直しを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（浅岡保夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

基本的には考え方を整理して、それに従って作業をするわけなんですけれども、その考え方というのも状況によって変わってくると思えますので、どのタイミングでまとめられるかは別にして、一度つくっていただいて、それで実施してみて、その考え方がやっぱりずれるようであれば考え方自体も見直すような、そういう仕組みが必要になってこようかと思えますので、その辺のところも逆にこの辺の地域だけで見ちゃうと、刈谷市さん、安城市さん、碧南市さん、高浜市と財政力がやっぱり違ってまいりますので、そこと合わせるといのは、高浜市にとっては非常にづらい場面が出てくると思えます。

ですから、高浜市としての考えを整理していただいて、その中で実際にどういう形が高浜市に合っているのかということを検討いただいて、その上で説明いただく、そういうプロセスを踏ん



でいただければなというふうに考えております。

そういう意味でいうと、先ほど来、市民の方の満足という話をされていましたが、やっぱり行政サービスというのは、満足させるということは、逆に言うと、財政的に非常に苦しい話がついて回ります。その辺のバランスのとり方についてはしっかり考えていただきたいのと、そろそろ無駄遣いをなくすというか、そういう目でもって見ていかないと、今回公共施設のお話だけが出ておりますけれども、行政の事務事業についても同じことが十分考えられますので、その辺のところ、行政として守るべきは何かというところのまず考え方をしっかりさせていただいて、選択と集中というところを考えていただきたいんですけれども、その辺の考え方について何かお考えがあれば教えていただきたいんですけれども。

○副議長（浅岡保夫） 企画部長。

○企画部長（神谷美百合） アクションプランの説明を申し上げてまいりましたが、アクションプランというのは、第6次高浜市総合計画を実現するための具体的な行動計画ということになっておりますが、しかし、アクションプランに載っているからということで必ず予算が確保するというのではなくて、事業の必要性ですとか優先性あるいは費用対効果などを考えながら、議員がまさにおっしゃいましたように、事業の選択と集中を行いながら、限りある財源の効率的な活用に努めておるところでございます。

また、公共施設総合管理計画は、今ある施設をこのまま維持していく、そういうことではなくて、大規模改修時という大きなタイミングに合わせまして複合化を行い、大規模修繕費、ランニングコストを下げっていくことによりまして、将来の費用を抑える計画ということで、まさにこの選択と集中という考え方を取り入れてございます。

平成29年度、今年度の予算査定で初めて全ての事務事業をゼロベースで見直しをいたしまして、緊急度、優先度が高い事業を絞り込み、集中的に財源を配分するサマーレビューというのを実施いたしました。職員一人一人が厳しい財政状況の中、将来の世代に健全財政を維持できるように、まさに選択と集中を意識しながら各事業に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（浅岡保夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

基本的に今回の市政クラブの政策提言、従来と全然姿が変わっていると思います。要は、高浜市全体の中でどういう形の見直しを行っていくかということ、真剣に考えていただきたいということで提言させていただいているというふうに御理解賜りたいと思います。1つの事業だけを見れば、うまくいって全体が成り立たない、これは基本的に本末転倒の話だというふうに考えております。そういう意味でいうと、市長が4万6,000人の生活を見るんだという心構えで、しっかりと先頭を切ってやっていただきたいというふうに考えております。

それでは、2問目の質問に移らせていただきますけれども、市長の政治姿勢ということで質問を出させていただいたんですけれども、今回、公共施設の話でもそうですけれども、市民にとっては非常にづらい提案だというふうに思っております。そこを職員を初め皆さん方があえてここに踏み込んで提案させていただいているということをやっぱりしっかりと市民にお伝えいただく必要があるというふうに思っております。

そういう面でいうと、今がよければじゃなくて、高浜市の将来をどうしていくんだということをしっかり腹に落とした上で提案いただいた内容だというふうに思っておりますけれども、その辺、市長、今後もそういう覚悟の上でやっていただけるということでお伺いさせていただきます。

○副議長（浅岡保夫） 市長。

○市長（吉岡初浩） ありがとうございます。

私もこういう不透明な社会情勢、経済情勢の中にあって、この高浜市をどう進めていくかということ常を常に将来を考えながらやっていくべきだろうというふうに思います。それは議員おっしゃるように、財政のこともそうです。財政を担保できなければ事業というのはできないわけでして、そういう中であっては、常に見直しを行いながら市の運営を行っていくというのは重要であると思います。

また、そういう複雑な課題、今回もそうでしたが、そういう場面があるということでは、議会の皆様方にはきちんと情報を提供して、議論をしっかり尽くしていただいて、議会の議決を尊重しながら進めていくという姿勢も、私は持っていかなければならないと思います。その上で、よりよい形で事を行っていく上で、時にはこちらから住民の方にお声かけをして、運営方法とか、それから、利用方法とかそういうところに御意見をいただいて実際の事業を進めていく、これも重要ではないかなというふうに思っております。

また、今おっしゃるように、これからこの先もこの計画をどう進めていくか、それを責任持ってやっていけるのかというお話でございますが、私も自分の任期中には、やはり総合計画、中期の基本計画を今ちょうどやっておるところであります。それにのっかって真摯に今のある課題を先ほどから何度も申し上げておりますが、まさに将来を見据えて今ある課題に取り組みながら、次の後期計画につなげていくというようなことをやっていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 答弁ありがとうございます。

やはり今よりも自分たちの子供たち、自分の将来もそうですけれども、10年先になって、あのときのこの決断がよかったというふうに思われるように、しっかり自分がそれで自信を持って行動いただきたいというふうに考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○副議長（浅岡保夫） 暫時休憩します。再開は14時45分。

午後 2 時35分休憩

---

午後 2 時45分再開

○副議長（浅岡保夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、黒川美克議員。一つ、水道事業について。一つ、工業用地創出事業について。以上、2問についての質問を許します。

6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） それでは、議長のお許しをいただきましたので、水道事業と工業用地創出事業についての質問をさせていただきます。

まず、水道事業についてお聞きします。

平成7年1月17日、阪神・淡路大震災、平成23年3月11日、東日本大震災、平成28年4月14日、熊本地震、平成28年10月21日、鳥取県中部地震と大地震の発生期間が短くなってきています。幸いにしてこの地方では、昭和19年12月7日、昭和東南海地震、昭和20年1月13日の三河地震以来、70年以上この地域では大地震に見舞われていません。災害は必ずいつか起きます。

本市は、平成15年12月に東南海・南海地震に係る防災対策特別措置法に基づく対策推進地域に指定されており、大規模地震の発生による甚大な被害が危惧される中、大規模災害時において市民生活の基盤となるライフラインとしての水道を確保することも重要な使命となっております。

平成16年6月に厚生労働省が水道ビジョンを策定、公表し、各水道事業者が中心となって改善、改革への取り組みを進めていくことが必要不可欠として、その実現のための方策を示すものとして水道ビジョンの策定を推奨しました。上水道は、市民生活に欠くことのできない重要な施設であります。そこで、次の3点について質問をさせていただきます。

一つ、地域水道ビジョン策定の経緯と進捗状況及び今後の対応について。

一つ、水道事業の広域化について。

一つ、水道事業の省エネ対策についての質問をさせていただきます。

次に、工業用地創出事業についての質問をさせていただきます。

豊田町地区については、平成19年2月に農業振興法に基づく農業振興地域からの除外手続きを行い、工業用地化に向けて調整が進められ、平成24年3月に関係地権者に北側隣接企業の開発断念の報告を行うとともに、この区域の工業立地を断念することは、農業振興地域の除外等の手続きを行ってきた中で、今後、将来にわたって工業立地が困難となってしまうおそれがあることから、引き続きこの地域において工業立地を進める方針が決定をされました。

平成28年11月29日開催の全員協議会において、豊田町地区と小池町地区の工業用地創出事業について説明がありましたが、工業立地を具体化していくことは、既存企業の市外への流出による

産業の空洞化を防ぐとともに、新たな企業の進出により将来的な雇用の場の確保、産業の振興などにつながり、ひいては本市の持続可能な財政基盤の構築につながるものと考えております。

少子高齢化社会の進展や公共施設のあり方など行政課題が山積する中で、依然として厳しい財政状況が続くことが見込まれており、第2次産業の就業率の高い本市にあつては、企業誘致は喫緊の課題であります。スピード感を持って実行をしていただくように、そこで、次の2点についてお伺いいたします。

一つ、豊田町三丁目地区の工業用地創出事業の進捗状況及び今後のスケジュールと対応について。

一つ、小池町地区の工業用地創出事業の進捗状況及び今後のスケジュールと対応について、質問をさせていただきます。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○副議長（浅岡保夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、黒川美克議員の御質問、一つ、水道事業について、一つ、工業用地創出事業について順次お答えをいたします。

初めに、1問目、水道事業について、（1）地域水道ビジョン策定の経緯と進捗状況及び今後の対応について問うにお答えをいたします。

本市の水道事業は、昭和35年8月22日に創設事業認可を取得し、全ての水道水を愛知県水道用水供給事業から浄水供給を受け、昭和37年3月3日より給水を開始いたしました。その後、高度経済成長期において宅地開発や工場などの新設が進み、それに伴う給水人口及び給水量の増加に対応するため、昭和43年2月7日に第1期拡張事業、昭和49年1月16日に第2期拡張事業の事業変更認可を行い、現在は平成32年度を目標年度として計画給水人口4万9,000人、計画1日最大給水量2万1,600立方メートルとして安定供給に努めております。

創設時に築造された施設の老朽化に伴う更新需要の増加や専門職員の高齢化に伴う今後の維持管理体制への不安などさまざまな課題、さらに、本市は平成15年12月に東南海・南海地震に係る防災対策特別措置法に基づく対策推進地域に指定されており、大規模地震の発生による甚大な被害が危惧をされている中、大規模災害において市民生活の基盤となるライフラインとしての水道を確保することも重要な使命となっております。

全国的にも水道事業を取り巻く環境が節水意識の向上や人口の減少などの影響もあり、大きく変化をしていることから、地域水道ビジョンは、平成16年6月に厚生労働省が水道ビジョンを策定、公表し、安心、安定、持続、環境、国際の5つの政策課題を示し、需要者ニーズに対応した信頼性の高い水道を次世代に継承していくためには、各水道事業主体が中心となって改善、改革への取り組みを進めていくことが必要不可欠であるとし、水道事業者などがみずからの事業の現状と将来の見通しを分析、評価した上で、目標期間を10年程度として目指すべき将来像を描き、

その実現のための方策を示すものとして作成を推奨しておりました。

このことを受け、平成21年3月に高浜市水道事業のマスタープランに位置づけられる高浜市地域水道ビジョンを策定いたしました。本市の地域水道ビジョンでは、安心、安定、持続、環境の4つの視点から高浜市が目指すべき目標を水道サービス水準の向上、事業経営の透明性の確保を目的として、水道事業の多岐にわたる業務を定量的に評価する共通手法として、日本水道協会が制定した水道事業ガイドラインで示されている業務指標を使用し、P D C Aサイクルを活用しながら10年後の目標値に対して、中間点となる平成25年度末時点の達成状況の確認を行っております。

ここで、主なものを御報告いたします。

1つ目の安心では、水道水を無駄なく利用したことを示す原水有効利用率を97%とする目標値に対して98.1%となっており、目標値を1.1ポイント上回り、達成率は101.1%でありました。引き続き高い水準の維持に努めてまいります。

2つ目の安定では、災害に強い水道を目指しております。市内に2カ所ある高浜配水場、吉浜配水場は、既に耐震対策工事が実施済みであることから、配水管の耐震化率を指標とし、目標値の25%に対して13%となっており、達成率は52%でありました。今後もさらなる管路の耐震化の推進を図ってまいります。

3つ目の持続では、持続できる水道を目指し、業務活動の能率を示す営業収支比率を115%とする目標値に対し113.6%となっており、達成率は98.8%でありました。今後も安定経営に努めてまいります。

4つ目の環境では、環境に優しい水道を目指し、水道水1立方メートルを給水するのに使用する1時間当たり消費電力を150ワットとする目標値に対し160ワットとなっており、達成率は93.8%でありました。今後も環境に配慮し、電力消費量の軽減を図るために、設備の更新に際しては、効率的な機器の導入を積極的に図ってまいります。

現在、目標値に対し多少の乖離があるものの、おおむね順調に進んでいると考えております。

厚生労働省は、平成25年3月に新たな新水道ビジョンの策定をされています。これは平成16年度に策定をされた水道ビジョンの策定から約9年が経過し、水道事業を取り巻く環境が大きく変化をしていることから、持続、安全、強靱の観点から策定をされました。

我々水道事業者に対して、既存の地域水道ビジョンを水道事業ビジョンに改めて、各種施策をより一層推進するよう要請がありましたことから、本市におきましても、既存の地域水道ビジョンの目標達成状況の確認を行い、来年度より検討を始め、新ビジョン策定をしていきたいと考えております。

次に、(2)水道事業の広域化について問うにお答えをいたします。

将来にわたり安全で良質な水を安定かつ効率的に供給していくため、望ましい愛知県の水道の

あるべき方向性を見出すことを目的とし、愛知県水道広域化研究会議が平成25年7月9日に発足しました。研究会議では、水道事業の現状の把握と将来の見通しやさまざまな水道広域化の形態に関することを30年から50年先を見据えた検討スタンスで議論をするため、県内46事業者と企業庁が参加をしております。県内を西尾張、東尾張、西三河、東三河の4つのブロックに分類し、ブロックごとに意見を集約し、広域化研究会議にて広域化の方策等について意見交換をしている状況でございます。

西三河ブロックを構成する事業者は、碧海5市に岡崎市、豊田市、西尾市、幸田町を加えた8市1町が属し、高浜市は、岡崎市及び豊田市とともに西三河ブロックの代表事業者として広域化研究会議に参加をしております。

広域化研究会議の取り組み状況につきましては、平成25年度が3回のブロック会議と2回の研究会議が実施されました。各水道事業者に共通する業務のうち、共同で行うことで効率的に処理ができると思われるもの、また、技術やノウハウ等の共有により技術力や各種サービスの向上が図れると思われる業務を対象として、各水道事業者の現状把握や水道事業者ごとの課題を踏まえて、水道広域化の形態には管理の一体化、施設の共同化、水平統合、垂直統合があることから、個々の効果及び課題等について各水道事業者の水道広域化への意向把握等が実施されました。

本市を含め多くの事業者が施設の老朽化対策、地震等災害対策、技術水準の維持・低下、人員の確保等が課題となっていることから、広域化に期待するメリットとして、複数水源による供給安定性の向上、組織体制の向上、投資の効率化や組織体制の合理化のコスト縮減を挙げ、多くの事業者が広域化の検討を望んでいる状況にありました。

平成26年、平成27年度においては、既設施設に残存価格が多く、除却してまで統廃合は困難といった課題があるものの、まずは近隣水道事業者の水道施設の把握を行い、県営水道と市町村水道が有する水道施設について、水源から末端まで総合的かつ長期的な視点で見通し、最適化した状態へ再編するための施設の統廃合、ダウンサイジング等を調査研究してまいりました。

本市におきましては、自己水源がないことから浄水場を有しておらず、配水場が2カ所のみであることに加え、両施設とも施設の耐震対策済みであることから、老朽化、地震等災害対策が喫緊の課題とはなっておらず、統廃合の対象とはなっておりません。共通する業務のうち、共同で行うことで効率的に処理できると思われる水質検査等は、広域化によるコスト縮減が期待できると考えております。

県民が等しく均衡のとれた負担で同質のサービスが受けられるよう、県全域を水源から末端まで一貫して給水する水道を将来目標として、今後も引き続き研究し、持続、安全、強靱な水道を目指してまいりたいと考えております。

次に、（3）水道事業の省エネ対策について問うにお答えいたします。

議員の御質問にあるように、県営水道の送水圧力を利用した末端給水、いわゆる各家庭への給

水を行うことは、高浜市にとって電気料金や設備更新、メンテナンス費用などの経費節減、停電やポンプ故障等の施設での事故などによる心配がなくなることなど、職員の負担が軽減されるため、有効な手段であると認識をいたしております。

しかしながら、用水供給事業者である企業庁側の想定される現状課題及び影響は、県営水道の施設である浄水施設、送水設備等は時間変動がないことを前提につくられた施設であり、配水量の時間変動を調整する機能は、受水団体である市町村の配水池で受け持つことになっているため対応が難しいことと、県営水道と受水団体双方の給水に影響を与えないため、受水施設は自由水面を持つことを条件としていること、仮に施設事故等が発生した場合、非常時対応などの面で役割分担の見直しや維持管理方法の見直しが必要になることが考えられます。

また、自己水源を有しない受水団体である本市の課題及び影響は、災害時や県営水道の断水時等のリスク回避、直接送水とポンプの併用運転、配水場の設備や運用の検討が必要であることと、末端受水地点であるため上流域での受水水量、圧力変動などの影響を検討する必要があると考えられます。

なお、御質問の省エネルギー対策といたしまして、高浜配水場及び吉浜配水場の配水ポンプ施設の設備更新に伴い、平成19年度より順次高効率モーターに更新し、エネルギー効率を高め、電力量の削減に努めております。今後、場内の照明器具等をLEDに更新をしていきたいと考えております。

今後、この省エネルギー対策は、環境に配慮した効率的な機器の積極的導入や県営水道の送水圧力利用についても広域化研究会議で検討、研究をしていくことで御理解を賜りたいと存じます。

以上、1問目の水道事業についての答弁といたします。

続きまして、2問目の御質問、工業用地創出事業についてお答えをいたします。

初めに、(1)豊田町三丁目地区の工業用地創出事業の進捗状況及び今後のスケジュールと対応について問うにお答えをいたします。

なお、答弁の中には、平成26年の12月議会での議員の一般質問の答弁、また、去る29日の全員協議会の説明と重複することを御了承ください。

第6次高浜市総合計画や高浜市都市計画マスタープランで、新たな工業用地として位置づけられた豊田町三丁目地区の7.1ヘクタールの過去の経緯を含めた進捗状況から申し上げます。

この地区は、平成13年12月に北側の隣接企業から高浜市産業立地の促進に関する条例に基づく計画書が提出され、工場拡張に対する支援をしておりました。しかし、平成24年1月に企業側と一部地権者との間で土地利用の条件面での折り合いがつかなかったことや、リーマンショックに端を発する世界的な景気の低迷などを背景に、この地区への工場拡張を断念する旨の書面が提出されました。

市としては、第6次高浜市総合計画や高浜市都市計画マスタープランの実現に向け、引き続き

この地域において工業立地を進めていくため、時期を逸することなく、平成24年10月に工業立地を進めていく上で必要となる具体的な事業手法や整備手法等について専門業者に業務委託を実施しました。この業務委託の結果、開発事業者としては、進出企業による開発か、あるいは愛知県企業庁が実施する場合の2つの実現が可能という結果になりました。

なお、この業務委託を実施した平成24年度は、平成20年に発生したリーマンショックに端を発する世界的な景気の低迷などを背景に、企業の投資意欲の不透明感が続いていた時期であったことから、将来に向けた新たな税収の確保、新たな雇用の場所の確保を図るため、この地区の開発を愛知県企業庁に願うことといたしました。

その後の経過は、平成25年8月より愛知県企業庁と事業の具体化に向けた調整を開始し、平成26年2月より土地所有者に対して開発同意等の収集を開始し、平成27年3月には土地所有者の全員同意が整いました。本年2月25日に愛知県企業庁と開発基本協定書を締結し、本年3月8日に愛知県企業庁が本地区の開発公表を行いました。

その後、造成計画に関する各種協議を愛知県企業庁と市と共同で進め、5月に市主催で地区計画に関する地元説明会を開催し、7月には愛知県企業庁が土地所有者44名と土地売買契約書を締結されています。その間、本市におきましても、開発区域の地区計画に関する都市計画の決定の手続を行いました。現在、愛知県企業庁により造成工事に係る手続が進められております。

以上が豊田町三丁目地区の7.1ヘクタールの過去の経緯を含めた進捗状況であります。

次に、今後のスケジュールでございますが、来年の1月に開発区域周辺地区の方々に対して工事説明会の開催を予定しており、造成工事の施工方法や施工スケジュールに対しての周知を図り、2月から本格的な工事を開始する予定であります。現在予定をしている工事スケジュールは、開発地区内に設置する調整池工事を初め、道路工事、緑地や工業用地などの土地造成工事を順次進める予定をしており、この土地造成工事が完了後、緑地部分の植栽や確定測量を行い、平成31年3月末に完成というスケジュールで予定しております。

次に、今後の対応についてお答えをいたします。

まず、工業用地の販売への対応についてであります。企業からの問い合わせ状況は、愛知県企業庁による開発公表や、本市においても高浜市商工会や市内に支店を有する金融機関に本開発事業の推進について情報提供したことから、多くの企業や不動産業者、金融機関から問い合わせを受けております。中には購入規模の面積を示される問い合わせもあったことから、これらの情報が今後の販売区画のニーズにつながると考え、愛知県企業庁に情報提供しております。

なお、具体的な工業用地の販売については、今後工事の進捗状況に応じて、工業用地の販売に関する事項が決まっていくものと思われませんが、いずれにいたしましても、企業のニーズが高い時期を逸することなく販売できるよう、今後も愛知県企業庁と協議を重ねてまいりたいと考えております。



次に、5月に開催をいたしました説明会での意見に対する対応であります。当日の意見としては、株式会社スギヤスさんの東側の市道上田線は、通勤時間帯となるとスピードを出している車が多く非常に危険ですので、早く企業を決めて通行制限を促すなど生活者の安全面に配慮しながら事業を進めてほしいなどの意見がありました。この意見に対して、市道上田線の通勤時間帯の現状を把握するため、交通量調査を実施いたしております。

今後、本地区に企業立地が進んだ後に再度交通量調査を実施し、今回の調査結果と比較するなど、今後の企業立地の動向を見据えながら検討、また、対応をしてまいりたいと考えております。

以上が愛知県企業庁開発約7.1ヘクタールに伴う進捗状況及び今後のスケジュールと対応でございます。

続きまして、(2)小池町地区の工業用地創出事業の進捗状況及び今後のスケジュールと対応について問うについてお答えいたします。

小池町地区の工業用地創出事業の進捗状況であります。昨年、小池町地区の17.1ヘクタールの具現化を目指し、この地域の工業立地を進めていく上で必要となる具体的な事業手法や整備手法等について専門業者に業務を委託いたしました。この委託の結果の概要及びその後の進捗状況から申し上げます。

業務委託の内容は、整備手法の検討、土地所有者に対する意向調査の実施や地区の基本構想の作成、概算事業費の算出などを取りまとめました。

まず、整備手法の検討では、開発事業者としては、先ほど申し上げました平成24年度に実施した豊田町地区の業務委託と同様、進出企業による開発か、あるいは愛知県企業庁が実施する場合の2つの実現が可能という結果になっております。

次に、土地所有者に対して現在の土地利用や将来の土地利用に対する考え、また、市の計画における工業系の位置づけなどについて意向調査を実施いたしました。調査の実施期間は、平成27年10月1日から平成27年11月30日の2カ月間、対象者は63世帯、そのうち57世帯より回答をいただき、回答率は90%となりました。

意向調査の項目としては全部で10項目であります。種類としては調査結果で取りまとめた6種類となります。

それぞれの結果でございますが、1つ目の所有する土地の現在の利用状況はどの問いに大半が田畑や鶏舎に利用されていますが、他者に委託している方と土地利用をしていない方を合わせると、5割を超える結果となりました。

2つ目の今後の土地利用に対する考えはという問いに、現在の土地利用を希望されている方もいる一方で、売却意向の方も多く見られ、その内訳を見ると、JA等に営農を委託されている方や現在土地利用をされていない方の売却意欲が多い状況にありました。

3つ目の工業系の位置づけについて御存じでしたかという問いに、多数の方が、市の計画にお

いて、対象地区に対し工業系としての位置づけがなされていることを知らなかったと答えられておられました。

4つ目の工業系の位置づけについてどう思われますかという問いに、67%という多くの方が、工業系の位置づけについて賛同の意向を持っていることが確認をされました。

なお、意向調査の対象地区を市街化区域界から道路、水路等の地形地物ごとにA、B、Cの3つのブロックに分け、それぞれのエリアごとの結果は、先日、全員協議会で御報告をいたしました資料のとおりでございます。

次に、5つ目の土地交換に対し、どのようなお考えでしょうかという問いに、多くの方が売却希望または土地交換への協力意欲を持っていることが確認されました。

6つ目の自由意見には、「産業基盤として整備が検討されていることは時宜を得たものであり、早急な推進を強く希望します」という御意見や「今回のような事業は、地域の発展にとってはよいことで、一つの手段だと思う。なお、企業の取り巻きやニーズを的確に捉え検討を進めてほしい」という御意見、「養鶏を営んでいる方も少なくなり、他の土地利用を考える時期に来ていると思う」という御意見などがございました。

次に、地区の基本構想の作成として、区域全体の案、吉浜中墓地周辺地区を除いた案、意向調査の結果を踏まえた2つの案の計4案の土地利用構想図を作成いたしました。

なお、この4案の土地利用構想図をもとに、概算事業費もそれぞれ算出したしております。

以上が委託業務の結果の概要でございます。

なお、この業務委託で実施いたしました土地所有者に対する意向調査の結果は、本年3月に対象者63名全員に結果の報告をするとともに、この地区で現在も養鶏業を営んでおられる3名の方々との土地利用に対する話し合いも行いました。

なお、現在も養鶏を営んでおられる3名の方の御意向としては、全ての方が養鶏業の継続を希望されておられました。

これらの結果を受け、本年4月以降、本地区への進出を希望し、高浜市産業立地の促進に関する条例に基づく計画書を提出された3社の企業と、開発手法や希望面積に対する協議や開発スケジュールに対する協議を重ねてまいりました。

協議の過程では、愛知県企業庁による開発を望まれる声もありましたが、愛知県企業庁による開発では企業の募集が公募になることや、開発スケジュールにおいても、豊田町地区の開発事業を例に挙げ、開発相談を開始してから現在の地区計画の都市計画決定までに約3年間を要し、今後の造成工事に約2年間が必要となること、また、愛知県企業庁による開発では、開発区域の土地は買い取りが前提となる一方で、民間主体であれば、買い取りのほかに借地という選択肢がふえ、このことが開発スケジュールの短縮につながることから、この小池町地区の開発については、民間主体による開発事業を進めることといたしました。

なお、開発区域は土地所有者に対する意向調査の結果や進出を希望している企業の要望面積、また、関係法令など勘案した結果、地区の基本構想で描いた土地利用構想のうち、市街化区域に隣接したAブロックと隣接するBブロックの約11.2ヘクタールを開発予定区域としております。

次に、今後のスケジュールと対応は、今月、土地所有者に対する説明会を開催し、その後、本市のほうで都市計画マスタープランの変更など都市計画法の進めを進めてまいります。その後、本市による申し出により愛知県条例において開発区域の位置を指定し、西三河地域の基本計画に示された指定集積業種の工場立地が可能となる都市計画法第34条第12号の手続を行います。その後、進出企業みずからが開発に向けた開発許可や農地転用などの手続を実施される予定であります。

なお、この進出企業のみずから行う手続については、高浜市産業立地の促進に関する条例第4条の規定に基づき支援することを予定しており、平成31年3月に開発に向けた諸手続の完了を目指して進めていく予定をしております。

なお、この間において、進出企業で土地所有者への話し合いも実施をされる予定であります。

以上が小池町地区の工業用地創出事業の進捗状況及び今後のスケジュールと対応についてでございます。

この2つの工業用地創出事業は、新たな企業の進出を図るとともに、既存企業の市外への流出による産業の空洞化を防ぐこととなり、将来的な雇用の場の確保、産業の振興につながり、ひいては本市の持続可能な財政基盤の構築につながるものと考えておりますので、事業の推進に対しまして御理解を賜りますようお願いを申し上げ、答弁いたします。

○副議長（浅岡保夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。

地域水道ビジョンの災害に強い水道を目指しておりますという答弁の中で、水道管の耐震化率の中間達成率がたしか52%であるとのことでしたが、中間であるから順調に進んでいるとは思いますが、その後、さらなる耐震化の対策をしていることがありましたら教えていただきたいのと、平成27年度末の達成率がわかりましたら、あわせてお伺いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 上下水道グループ。

○上下水道G（杉浦睦彦） それでは、まず、さらなる耐震化対策についてお答えいたします。

平成27年度から平成31年度までの5カ年の事業期間で、水道施設等耐震化事業を行っております。指定避難所であります高浜小学校、港小学校、高取小学校、吉浜小学校、高浜中学校へ給水する配水管を約2.7キロメートル、耐震管に布設がえする工事を行っております。

次に、平成27年度末の達成率についてお答えいたします。

平成27年度末配水管総延長22万2,373.8メートルに対し、耐震管延長が3万6,569.8メートルとなり、耐震化率は約16.4%となりました。強い水道を目指す耐震化率の目標が25%でありますの

で、達成率は約66%となっております。

以上でございます。

○副議長（浅岡保夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ありがとうございます。

重要給水施設配水管布設がえ工事を昨年度と今年度はどこの学校を整備したか、わかれば来年度以降もお願いをいたします。

○副議長（浅岡保夫） 上下水道グループ。

○上下水道G（杉浦睦彦） 整備状況をお答えいたします。

平成27年度は、高浜小学校と港小学校への配水管の布設がえをいたしました。今年度は、高浜中学校と高取小学校へ給水する管の一部を発注いたしております。来年度以降につきましては、あくまでも予定ではございますが、来年度は今年度に引き続き高取小学校への配水管布設がえを予定しております。吉浜小学校は、平成30年度、31年度施工を考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○副議長（浅岡保夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ありがとうございます。

それでは、今度は豊田町地区の工業用地創出事業について再質問をさせていただきます。

第6次高浜市総合計画や都市計画マスタープランでは、愛知県企業庁が行う開発区域と開発区域の南側に立地されている企業の間、約0.6ヘクタールの区域についても新たな工業用地としての位置づけがされております。この地区の状況をお聞かせください。

○副議長（浅岡保夫） 企業支援グループ。

○企業支援G（島口 靖） 御質問のこのたび愛知県企業庁が行う開発区域と開発区域の南側に立地している企業との間の約0.6ヘクタールの区域につきましては、過去より南側に立地している企業が工場用地を拡大したいとの意向を示されていた地区でございます。

この地区の状況といたしましては、昨年5月に南側に立地している企業より農用地利用計画変更申出書が市のほうに提出され、その後、農業委員会のほうに諮られ、昨年10月に愛知県知事の同意を受け、農業振興地域から除外されました。その後、この地区の土地を購入されたと聞いており、今後、土地利用が図られるというふうに聞いております。

○副議長（浅岡保夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 先ほどの答弁で、工業用地の販売は、今後の工事の進捗状況に応じて販売に関する事項が決まっていくとのことでしたが、私は早く企業を決めて進めるべきであると考えております。販売に当たり、具体的な制約がありましたら教えてください。

○副議長（浅岡保夫） 企業支援グループ。

○企業支援G（島口 靖） 工業用地の販売につきましては、販売する価格、区画、時期、公募の条件、この4つを定める必要がございます。愛知県企業庁からは、それぞれ定めるべき事項、制約があると聞いております。

具体的には、まず、価格につきましては、造成事業費や市場価格の調査を踏まえ決定され、区画につきましては、愛知県企業庁が得た企業ニーズと市からの情報提供などを参考に、価格との調整を図りながら決定されると聞いております。

また、時期につきましては、造成工事に着手すれば工事完了時期が明確となりまして、このことが販売する上での土地の引き渡し時期につながりますことから、今後、工事の状況を見据えながら決定されると聞いております。

次に、公募の条件につきましては、今後、本市のほうと協議をしながら決定されるというふうに聞いております。

○副議長（浅岡保夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 次に、小池町地区の工業用地創出事業について再質問をさせていただきます。

この小池町地区は、都市計画法第34条第12号に基づく手続を進めるとのことですが、一方、豊田町は同条第10号を適用し、地区計画を定められました。なぜ違う要件で手続を進めることとなったのか教えてください。

○副議長（浅岡保夫） 企業支援グループ。

○企業支援G（島口 靖） それでは、お答えいたします。

愛知県企業庁が開発を行う場合、愛知県企業庁が定める開発要件、その中に都市計画法に基づく地区計画が指定される見込みがあるとの定めがございます。このことから、豊田町地区につきましては、都市計画法第34条第10号の規定に基づいて、地区計画の手続のほうを進めてまいりました。

一方、小池町地区につきましては、都市計画法第34条第12号により進めることを今考えておりまして、34条12号であれば、市の申し出により愛知県条例の定めに基づきまして、開発区域の位置を指定していただき、その後は民間によるスピードを持った手続で進めることが可能になると考えまして、小池町地区につきましては、都市計画法第34条第12号を適用することといたしました。

○副議長（浅岡保夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 最後に、豊田町地区、小池町地区ともに都市計画法に基づく手続を行い、工業用地を創出されるとのことはわかりました。

それでは、税収増の観点から、これらの地区の市街化区域編入を予定している時期について教えてください。

○副議長（浅岡保夫） 企業支援グループ。

○企業支援G（島口 靖） 現在、愛知県のほうと都市計画の総見直しに向けた協議のほうを進めてございまして、今回のこの豊田町地区につきましては、この総見直しに合わせて市街化編入することを予定しております。

なお、小池町地区につきましては、今後の事業の進捗状況に応じて、愛知県と編入に向けた協議のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（浅岡保夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ありがとうございます。

小池町地区につきましては、話が出てからかなりスピード感を持って事業が進んでいるように感じておりますけれども、ぜひ今後、高浜市の発展のためにもこういった工業用地の創出事業は大切なことだと思いますので、ぜひスピード感を持って行っていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（浅岡保夫） 暫時休憩します。再開は15時45分。

午後3時33分休憩

---

午後3時45分再開

○副議長（浅岡保夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番、北川広人議員。一つ、福祉行政について。一つ、医療行政について。以上、2問についての質問を許します。

13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い一般質問をさせていただきます。

テーマは、福祉行政についてと医療行政についてであります。

この10月20日、21日に開催された第17回の介護保険推進全国サミットinおかやまに参加をさせていただきましたけれども、吉岡市長を初め議員さん、それから、高浜市からも職員の方々が参加をされました。ここでの講演あるいはパネルディスカッションでは、非常に参考になるお話を聞いたものがありました。少し紹介をしながらのところも含めて、一般質問をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

現在、国においては、2018年度の介護保険制度の見直しに向けて着々と議論が進められているところであります。11月25日開催の社会保障審議会の介護保険部会では、その骨格案が示されたところであります。第6期の事業計画では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、地域包括ケア計画と位置づけて、第5期からスタートした地域包括ケア実現のための方向性を承継し

ながら、認知症施策や医療と介護の連携などの取り組みを進めていると思っております。

第6期事業計画策定に当たっての主なポイントは、地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みの推進に加え、2025年までの中長期的なサービス水準、給付費や保険料水準などを推計し、中長期的な視点に立った施策の展開を図ること、また、法改正の内容で、ある一定以上の所得の利用者負担の見直し、特定入所者介護サービス費、いわゆる補足給付の見直し、そして、第1号保険料の多段階化、軽減強化などをしっかりと反映させることであります。

それらを踏まえて策定された第6期事業計画に掲げた計画値に対して、どのような状況になっているのかを確認させていただきたいと思えます。要介護認定者数や標準給付費など、計画値に対する実績はどのようになっているのかお尋ねをします。

○副議長（浅岡保夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、お答えをさせていただきます。

計画値に対する状況でございますが、まず、要支援・要介護決定者数は、平成27年度の推計値に対し17名の増、28年度は87名の減となっております。28年度につきましては、推計値を下回る結果となっておりますが、これは要介護認定者数が例年に比べ少なかったこと、新しい総合事業のスタートに伴い、要支援認定者が事業対象者に移行したことが主な理由であります。

また、標準給付費については、27年度の計画値に対する実績値の割合は100.8%、28年度では約98%と見込んでおり、おおむね計画どおりとなっております。

○副議長（浅岡保夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ありがとうございます。

認定者数については、たしか認定年数が2年というふうになったこともあったことから、推計が若干しにくい部分があるのかな、また、減った理由も若干そこにも関係があるのかなということをおもいますが、標準給付についてはおおむね計画どおりということで、順調であるということと理解させていただきます。

それでは、次に、計画にある具体的な施策の進捗状況でございますけれども、第6期の計画では要支援にならない、させない、戻らないという基本目標を掲げ、地域共生の基盤づくり、たかま版地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みの推進を初めとした4つの基本方針に基づいて、各種施策を展開してみえます。

27年4月からの新しい総合事業の実施、一般介護予防事業としての生涯現役のまちづくり事業の推進、また、認知症施策としては、認知症ケアパスの作成、認知症カフェの開催、認知症地域支援推進員の配置、さらには、国立長寿医療研究センターと共同した脳とからだの健康チェックの実施のほか、この6月には社会福祉協議会が認知症対応型グループホーム「あっぽ」で地域密着型サービスの提供を開始するなど、その取り組みは着実に推進していると評価をさせていただいております。

そこで、当局としては、これまでの進捗をどのような評価を持って見ているのかお伺いしたいと思います。

それと、「あっぼ」の件が出ましたので、この「あっぼ」の開設に伴って既存のグループホーム「あ・うん」の方向性についても少しお聞きをしておきたいと思います。お願いします。

○副議長（浅岡保夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） 議員おっしゃるとおり、私どもといたしましても、計画に掲げる施策や事業については、おおむね計画どおりに進んでいると判断をいたしております。とりわけ地域共生型福祉施設「あっぼ」におけるグループホームにつきましては、11月時点、既に18名の定員を満たしており、認知症カフェであります「よってこカフェ」や「カフェレストランあっぼ」についても、地域の方々に愛され、にぎわいのある地域共生型福祉施設となりつつあります。

ただ、こうした中でも、要支援1、2の方に対する生活支援サービスの充実に向けた取り組みや在宅医療と介護の連携体制の構築については、第7期の事業計画策定に向けての課題と捉えており、早期に着手していく必要があると考えているところであります。

なお、「あ・うん」につきましては、引き続き運営されることから、防災対策として国の補助金を活用し、スプリンクラーを設置することとお聞きをしております。

以上です。

○副議長（浅岡保夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 地域共生型福祉施設の「あっぼ」については、利用者さんとか家族の方々あるいは地域の皆さんからも非常に評判がいいというふうに向っております。このグループホームというのは、いろいろとできるまでの間は大変な部分もあったと思いますけれども、今後のことを考えると、高浜でいうと、「あ・うん」については引き続きの運営ということですけども、もう一つぐらいの施設というものも将来的には考えていかなければならないのかなということをおもいます。

もちろん「ひだまり」さんですか、もう一施設ありますけれども、しっかりと情報を共有しながら今後の動向というものを見ながらやっていかないと、いざというときにやっぱり必要な施設というのは、すぐには難しいこととなりますので、こういったところも今後検討していただきたいなということをおもいます。

それと今、答弁で次の計画策定に向けての2つの課題というものが示されておりますけれども、1つ目としては、要支援1、2の方に対する生活支援サービスの充実に向けた取り組みということを挙げられておりました。さきの決算委員会でも一朝一夕の開発というのは、この生活支援サービスは難しいというお話もありました。そこで、成熟してきた健康自生地の活用を視野に入れているということをお答弁でもいただきましたけれども、今後どのように取り組んでいくのか、その予定などをお聞かせいただければと思います。



○副議長（浅岡保夫） 福祉まるごと相談グループ。

○福祉まるごと相談G（野口真樹） お答えさせていただきます。

健康自生地の活用につきましては、今後、健康自生地の運営者に対しましてアンケート調査を行い、アプローチをしていく予定でございます。また、生活支援体制の整備を図るため、来年度、国が示す高齢者を対象とした生活支援コーディネーターではなく、障がい者や子供も対象とするコミュニティソーシャルワーカーを配置し、生活支援の担い手の育成や発掘、地域資源の開発に取り組むとともに、小学校区ごとに仮称ではございますが、ふくし井戸端会議を設置させていただきまして、関係団体のネットワーク化を図っていくことを考えているところでございます。

○副議長（浅岡保夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 生活支援サービスというのは、数というよりもやっぱり質の問題であるというふうに思います。今、コミュニティソーシャルワーカーというものを配置してネットワーク化を図っていくということでお話がありましたけれども、結局途切れのない、切れ目のないサービスというものを考えていくと、そのネットワーク化というものが一番重要になってくると思います。特に行政がやるべきところというのは、まさにそこだと思えますよね。ネットワークのコーディネートだとか、ネットワークをきちんと回すこと、結ぶこと、そういったところが行政の一番の仕事だというふうに思います。

ですから、そのこのところに関しては、また後でも少しお話をさせていただきますけれども、ぜひとも進めていただきたいと思えますし、ようやく1つずつの柱としてあったものを結びつけていくような動きに今からなっていくのかなというところが見えてくるわけですので、ぜひ来年度には期待をしていきたいというふうに思っております。

それから、2つ目の課題ということでいうと、在宅医療と介護の連携ということで、刈谷豊田総合病院と診療所を結ぶ地域医療ネットワークというものが構築されているんですけども、平成30年4月には全国の市区町村で在宅医療・介護連携推進事業をスタートするという事になっております。これに対しては、今後どのように取り組んでいくのかお伺いしたいと思います。

○副議長（浅岡保夫） 福祉まるごと相談グループ。

○福祉まるごと相談G（野口真樹） 在宅医療と介護の連携につきましては、これまで刈谷医師会及びその在宅医療サポートセンターと連携を図りながら、地域資源の把握や相談支援などを行ってきております。今後は、地域医療・介護関係者などが参画する高浜市在宅医療・介護連携推進協議会を設置しまして、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、その対応策等の検討を行っていく予定でございます。

○副議長（浅岡保夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ありがとうございます。

在宅医療についてはまた後でお伺いしますので、第6期がおおむね順調によく進んでいるとい

うこと、それから、課題についてもしっかりと見えてきているなという判断をさせていただきたいと思います。

それでは、次期計画の策定に向けて今から動いていっていただけるものだというふうに思いますけれども、第7期の介護保険事業計画の本市における準備状況についてお伺いをしたいと思います。

これまで国においては、2015年6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2015を出発点として議論が進められてきております。保険者の実態が見える化していくことや費用負担のあり方の見直し、軽度者への生活援助サービス、福祉用具のレンタルなどについて給付抑制や地域支援事業への移行などの検討がされて、本年11月25日開催の社会保障審議会の介護保険部会においては、制度改革案づくりに向けて詰めの議論に入ったところだと伺っております。

その骨子案は、大企業に勤める会社員の保険料を2017年度から引き上げ、現役並みの所得がある高齢者の自己負担を2割から3割に、また、一般所得者の自己負担上限額を引き上げるなど、所得の多い方に照準を合わせた内容となっておりますと聞いております。制度改革の争点であった要介護1、2の方への生活支援サービスを地域支援事業に移行することについては、今回の改正では見送られることになりましたけれども、この議論というのは今後も続くものだというふうに考えております。

第7期の計画策定に当たっては、まずはアンケート調査が行われることとなりますが、第5期、第6期では、高齢者の生活実態を把握するために日常生活圏域ニーズ調査が行われておりました。調査項目も多くて、高齢者にとっては調査負担が多いということ、それから、市町村によって調査方法が異なって、経年的な比較や地域間の比較を行うことができない、事業計画の策定に生かされていないといった課題があったことから、国は新たな調査を提案してきております。

具体的には、新しい総合事業の展開に必要な社会資源の把握に資する調査項目を設定する介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に加え、一億総活躍社会の実現に向けて介護離職者ゼロを目指すといった方針に沿って、介護する家族の就労継続への支援に効果的な介護サービスのあり方等を的確に把握するための調査として、在宅介護実態調査が示されております。また、国は調査の実施に当たり、介護予防等に誘導すべき高齢者の把握などのメリットがあることから、記名式を推奨しております。

そこで、第7期の事業計画の策定に当たっての市のアンケート調査に対する考え方についてお伺いをさせていただきたいと思います。

○副議長（浅岡保夫） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） アンケートの調査につきましては、先日開催をしました介護保険審議会のほうで審議をしていただいたところでありまして。調査票につきましては、国の提案する2つの調査の調査項目を基本としつつ、本市の独自施策である上乘せ、横出しサービスな

ど独自の調査項目を加え設計するといったこととなっております。

なお、実施方法につきましては、記名式では忌憚のない意見や要望を聞くことができなくなる  
こと、回答自体が個人情報となり活用が困難になること、調査票の回収率が低くなることなどが  
想定されるということで、これまでどおり無記名式で実施するをいたしております。

○副議長（浅岡保夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 国のほうは記名式を推奨ということで、今、記名式だとかこういう問題もあ  
るよというお話が出ましたけれども、夏に和光市にお邪魔したときに、和光市さんというのは独  
自に3年ぐらいかけて日常生活圏域調査をやられたというお話を伺いました。そのときは全て記  
名式で、なぜ3年かかったかということ、もうほぼ回収率が80%以上ということで、そこまで高め  
たということです。介護保険の保険料を納めていただいたお礼としてアンケート調査をやらせて  
くださいということで、各世帯を回ってやったというようなことを伺いました。

非常に細かいところまで調査が行き渡ったデータとしてとれているんだろうなというふうに思  
いますけれども、実際やっぱり家族が見えるところは、結構しっかり御家族も含めて書けるとは  
思うんですけども、そうじゃない単独世帯の高齢者の方なんていうのは、なかなか難しい。や  
はりいろんな方々の手助けがなければきちんとしたアンケートが実施できないということになり  
ますので、結局スケジュール的にいうと、1月、2月にかけてのアンケートの実施ぐらいになっ  
ていくと思うんですけども、できる限り期間を長く設けていただいて、もう返ってこないも  
のはしょうがないじゃなくて、しっかりと民生委員さんとかそういった方々にもお願いをして、  
細かく回っていただきたいなということを思います。

確かに個人情報の問題もあるのかもしれませんが、災害時における要援護者のときもそ  
うでしたが、個人情報と命とどちらが大事なんだぐらいのことをあの当時は、まち協の方々なん  
かはそう言ってアンケートをとられておった姿も今考えると思い浮かぶわけですね。ですから、  
きちんとしたやっぱり介護保険のサービス提供ということを考えると、個人情報のこともそうで  
すけれども、できる限りしっかりとっていただきたいなということを思います。ぜひともよろし  
くお願いをいたします。

それでは、次に、介護保険料についてお伺いしたいと思います。

保険料については、アンケート調査の結果、国のワークシート、そして、今回から導入される  
地域包括ケアの見える化システムを活用して設定していくことになると思いますけれども、これ  
までの計画以上に比較分析が重要となってくることから、その過程については、しっかりと市民  
にわかるように情報提供していただくことを要望したいというふうに思います。

今後、保険料の審議の過程で、現行の上乗せ、横出しサービスの議論も行われるというふうに  
考えていますけれども、第6期では、上乗せサービスについては、国の動向を踏まえて、認知症  
や中重度の方にサービスの重点化を図って、要介護1、2の区分支給限度額を段階的に引き下げ、

横出しサービスについては、新しい総合事業のスタートに合わせて対象者に事業対象者を加えるとともに、利用できるサービスの拡大を図っています。

横出しサービスについては、第6期の事業計画において、まちづくりや地域活性化のツールとして活用できるよう検討するというふうにありますけれども、第7期における上乘せ、横出しの考え方についてまずお聞かせをいただきたいと思います。

○副議長（浅岡保夫） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 第7期の上乗せ、横出しサービスの考え方ということでございますが、上乘せサービスにつきましては、中重度の方に重点化をするという考えを継続してまいりたいというふうに考えております。また、横出しサービスにつきましては、介護保険審議会におきまして、横出しサービスを活用したまちづくりについて検討を始めた、そういった段階でございます。

○副議長（浅岡保夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） わかりました。さきの制度改正の大きな狙いというのは、高齢者本人が役割を持って多様なつながりを維持できるまちづくりであるというふうに言われております。横出しサービスがそのツールとして活用される仕組みの構築ということに関しましては、非常に期待をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、次に、地域包括ケアシステムにおける住まいの部分について確認をさせていただきたいと思います。

地域包括ケアシステムでは、生活の基盤として必要な住まいが整備されて、本人のニーズに応じた住まい方が確保されることが前提となります。目指すべき住まい方は、自宅での継続した居住とは限らず、グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービスつき高齢者住宅などのほか、施設である特別養護老人ホームや介護老人保健施設などに移り住むことも含まれると理解をしておりますけれども、これまでの計画では、この住まいの部分が欠けているように感じておりました。次の計画では、この問題をどのように取り扱っていくのかをお伺いしたいと思います。

○副議長（浅岡保夫） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 議員おっしゃるとおり、住まいにつきましては、地域包括ケアシステムの基盤となるもので、システムを構築する上で欠かすことができないものであるというふうに思っております。これまでの計画では余り触れられておりませんでした。今回の計画では、住まいに関するニーズを的確に把握するとともに、単に高齢者の住まいを確保するという視点だけではなく、まちづくり全体を考える中で住まいのあり方について検討していく必要があるというふうに考えております。

なお、来年度、高浜安立荘におきましてショートステイ20床を老人福祉施設に転換する予定が

あるというふうに伺っておりまして、地域包括ケアにおける住まいは充実するというふうに考えております。

○副議長（浅岡保夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ありがとうございます。

住まいというのは、ずっと前から思っていましたけれども、非常に難しい、そしてまた、極端な言い方をするとお金のかかるというような部分もあって、なかなか触れられていないところが多かったのかなという気がしますけれども、やっぱり住まい方という部分の方が高齢者における介護サービスの方向性というものをすごく如実にあらわしているのかなという気がします。ぜひそのところに関しては、しっかりとニーズを把握していただきたいことを思います。

それでは、次に、次期の計画における生涯現役のまちづくり事業のあり方について確認をさせていただきます。

生涯現役のまちづくり事業については、現在新しい総合事業における一般介護予防事業に位置づけられて進めておられます。11月現在、健康自生地は91カ所になるというふうに伺っております。きょうちょうどいただきましたけれども、「でいでーる」の発行やスタンプラリーの実施、「ホコタッチ」の導入など創意工夫によって健康自生地に出かけるという介護予防活動が地域に浸透して、住民同士の支え合い体制も構築されてきていると実感をさせていただいております。

次期の計画ではさらなる展開が求められるところでもありますけれども、私としては、介護予防の支援計画というようなものの中に位置づけるということの必要性みたいなものを感じているんですけれども、これに対しての見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（浅岡保夫） 生涯現役まちづくりグループ。

○生涯現役まちづくりG（磯村和志） 現在、生涯現役まちづくり事業を位置づけております一般介護予防事業には、支える側と支えられる側の関係性がほとんどなく、仲間内での活動といった面が強いのは事実であります。介護予防として明確に位置づけることで、運営者側と利用者側といった関係が生じてしまうおそれがあることから、サービス形態に自然に変化していくことをイメージしたほうが現実的であるといった意見もございます。

先ほど答弁いたしました、今後、健康自生地に対するアンケートを実施した上で検討してまいります。

○副議長（浅岡保夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 今お話があったように一般介護予防事業ということですので、要は例えば要支援1の方がこの一般介護予防事業のほうに移行されるというか、和光では卒業というふうに言っていましたけれども、そういうようなことを考えると、何か事業的な部分としてやっているというふうに見せたほうが頑張れるんじゃないかなというイメージが逆にあるんですね。

今答弁にあったように、支える側と支えられる側というようなイメージで、仲間意識でやられ

るというのは、確かにこれは参加率も上がるでしょうし、楽しかったりだとかいろいろあると思うんですけども、やっぱり要支援に認定をされたところから卒業するんだという意識に変えていくためには、何かその部分も行政がしっかり手を加えた事業としてやっているんですよというふうなイメージも必要じゃないのかなという気がするところもあるんです。

結局、生涯現役のまちづくり事業というのを要支援にならないためにやっているという意識の方々は、これはたくさんいて、特に今回の場合は脳とからだの健康チェックの関係があって非常に多くなっていると思うんですね。私が言っているのは、もう既に認定されてしまっている方を頑張らせるための施策としても同じ生涯現役のまちづくり事業が言われるのであれば、それに対してはどうなのかなという気がするんですよ。ですから、同じ事業であっても、やっぱり見方あるいは言い方を変えることによって、そういう方々をふやしていくということも大事なことかなという気がするんですよ。

そういうところの観点というものもぜひ入れてほしいなという気がしますし、それから、高浜ではグループを持っていますよね。生涯現役まちづくりグループでしたか。グループを持ってやっている以上は、では次の展開はというところに関して、健康自生地はこれだけしっかり広がりました。例えば横のつながりもしっかりできました。そこに通ってくれる人もたくさんふえました。だけれども、では要支援1、2の方々を卒業させてこっちに持ってくるというところをしっかりそのグループとして僕は動くべきじゃないかなという気がするんですよ。それでないともったいないですよ、すごく。だから、その次の展開ということでは、そこというものを一つ視点に入れていただけないかなということをおもっています。

それともう一つは、先ほど言ったように介護予防として明確に位置づけると、運営する側と利用する側ということで余りにそこが、特に一般事業者の方がやられていたりなんかすると、そういうところが見えてしまうというお話があったと思うんですけども、そのところも全部の健康自生地を回ったわけじゃないですけども、現状を見る限りでは、そういったイメージはほとんどないですよ。だから、ないからこそ、上手にやってこれたからこそ、逆に次の一歩が踏み出しやすいんじゃないかなという気がするのも事実なんですよ。ぜひそういうところも考えながら、せっかくあるグループですので、もう少し踏み込んだところをやっていただきたいなということを要望しておきたいと思います。

それでは、次に、ことしの7月、厚生労働省は「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置して、全国一律で縦割りとなっている高齢者や障がい者、子供向けの福祉サービスを地域全体で一体的に支える地域共生社会の実現を目指して検討を始めたというふうに聞いております。また、来年1月からは、いきいき広場にこども未来部及び教育委員会が移転をして、子供から高齢者、障がい者までを丸ごと支えるたかはま版地域包括ケアシステムの実現に大きく前進することは明らかであると思います。

そこで、制度改正の骨格案が示された段階ではありますけれども、こうした背景も踏まえて、これから計画策定に着手していくに当たって、市としての基本的な考え方、また、方向性についてお聞きをしておきたいと思います。

○副議長（浅岡保夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、お答えをさせていただきます。

基本的な考え方、これにつきましては、第6期の延長線上にある、このように思っております。引き続き地域の実情に応じた高浜らしい地域包括ケアシステムの構築に向け取り組みを推進させ、目指すべきシステムの姿を市民の皆様と共有することが重要であると考えております。

第7期では、議員御指摘のとおり、たかはま版地域包括ケアシステムの構築に向け、福祉まるごと相談グループを核とした多機関の協働による包括的支援体制をさらに充実するほか、在宅医療と介護の連携を進めるとともに、軽度者の今後の支援のあり方を見据えて、住民主体の支援などを含めた多様なサービスの育成を図ってまいります。

また、認知症初期集中支援チームの活動を充実させるなど、認知症支援体制をより強固なものとするほか、一億総活躍社会の実現に向け、地域包括支援センターの機能強化、介護人材の確保にも力を入れていくことを考えておるところであります。

○副議長（浅岡保夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） わかりました。

第7期、来年1年かけてしっかりと構築、策定をしていただきたいと思いますけれども、やはり進捗状況というんですか、考え方も含めて、これは国の制度もいろんなことがありますし、審議会でもいろんな意見も出てきて、いろいろとその流れというものがわかっていくところもあると思いますが、進捗というものをしっかりと示していただけないかなというふうに思います。要は、こういうふうに決まりましたみたいなものをぽんと出してきて説明するのではなくて、こういう状況ですよというものを出していただかないと、結局それをまた、当然市民説明会みたいなものもやられると思いますけれども、それもやっぱりでき上がったものの説明ということではなくて、しっかりとこうこうこうでといった丁寧な説明を心がけていただきたいと思いますということ。

特に介護保険というのは、利用されていない方あるいは家族でも利用されていない方、そういった方の大半のお金で成り立っているんですね、実際は。そういった方々というのは、身近に介護を知らないですから、わからないわけですよ。そういった方々がしっかり理解をするということが一番大事だというふうに思いますので、それをきちんと進めていただきたいと思いますというふうに思います。早いうちから議会での説明あるいは市民説明会、こういった開催も要望させていただきますと思います。

それともう一つは、この事業計画というのは、基本方針から当然書かれていくわけだと思いますけれども、実行計画だと思うんですね。市で言うとアクションプランですよ。だから、何を

して、どういう結果を出すという実行計画でなければおかしいと思うんですよね。結局、介護保険の条文にのっとるような、お題目みたいな基本方針ではなくて、実際に高浜は現場で何をやるんだと。これをやったらこういう結果に持っていくんだということがしっかり書かれた実行計画でなければ、これはやっぱりしっかり伝わらないと思うんです。この第7期で何をやるようとしているのかということが伝わらないと思うんですよね。そういったところも少し要望として言わせていただきたいなということを思いました。ありがとうございます。

それでは、次に医療行政についてお伺いをさせていただきます。

さっきも言いましたけれども、介護保険の推進全国サミット、議員さんの中でも、うちの会派もそうですけれども、参加をされた方が多かったですけれども、特にことは、2018年に非常にたくさんの制度改革が待っているということで、大変いいお話が聞けました。基調講演を行われた慶應義塾大学の権丈先生を含めて、社会保障制度改革国民会議の報告書というものを多くの方が引用されていたことが印象に残っております。

今回この一般質問においては、豊田会との連携と分院移転新築についてと在宅医療推進についてお聞きをするんですけれども、この国民会議報告書で現在直面している高齢者の進展というのは、必要とされる医療の内容に変化をもたらしているということが一番大きな指摘でありました。

この間の権丈先生の講演の中の一部を引用させて、御紹介をさせていただきたいと思っておりますけれども、過去の平均寿命60歳代の主に青壮年期の患者を対象とした医療は、救命や治癒、社会復帰を前提とした病院完結型の医療でありました。しかし、平均寿命が男性でも80歳近くとなり、女性では86歳を超えている社会では、病気と共存しながら生活の維持、向上を目指す医療となってきた。そこで、医療はこれまでの病院完結型から患者が住みなれた地域や自宅での生活のための医療、地域全体で治し支える地域完結型の医療、医療と介護の連携、さらには住まいや自立した生活の支援までもが切れ目なくつながる医療に変わらざるを得ない。ところが、日本は今や世界一の高齢国家であるにもかかわらず、医療システムはそうした姿に変わっていないとして、その課題を挙げておられました。この国民会議以降、それまで介護の世界であった地域包括ケアの概念に医療が関係をするということになってきたわけであります。

国の地域包括ケアシステムにおける医療の位置づけも変化をしております。地域包括ケアシステムが提唱された2003年には、介護サービスを中核とする介護保険制度改革と位置づけられており、医療は診療所、在宅医療に限定をされておりました。しかし、その後、地域包括ケアシステムの概念と範囲は徐々に拡大されて、国民会議の報告書には、地域包括ケアシステムの構築と医療機能の分化、連携を併記して、医療の見直しと介護の見直しは一体となって行わなければならないとされております。

また、地域包括ケアシステムには病院医療も含まれておりますけれども、それは主に地域密着



型の中小病院、これは200床未満の病院でありますけれども、高度急性期を担う大病院は想定されていないと言われております。こうした現状も踏まえて、まず初めに、豊田会との連携と分院移転新築について伺いたいと思います。

その前にというか、初めに、今後、高浜分院の移転新築が進められていくことになると思いますけれども、移転後の病床について、病床が確保できないというような間違ったことが今回、住民投票中に伝えられておったところもありましたので、市民の方々にもそのところで心配をされている方もみえると思います。まず、その部分を確認しておきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） 高浜市が位置をします西三河南部西医療圏につきましては、基準病床が既存病床を超えている、このことは事実であります。したがって、この1点を捉えてそうした発言をされたものと思っておりますが、しかし、当然ながら高浜分院が移転をしましても、この医療圏の病床数、こちらに変化はありませんので、現行の104床は当然確保され、移転ができないということはありません。

また、医療法人豊田会では、本院、東分院、高浜分院の既存病床の中で配置転換を行うことを考えておみえで、第1段階として高浜分院に配置転換による増床がされるということをお聞きしております。また、その後についても、圏域内の病床ニーズ、医療環境を踏まえた上で、増床が行われるものと思っております。

○副議長（浅岡保夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） わかりました。ということで、増床を踏まえて病床はしっかり確保できるということで確認をさせていただきました。

それでは、その高浜分院についてお聞きをしていきますけれども、この高浜分院というのは、前市長の平成21年4月に、病床を手放せば将来市内に病床を確保することは難しいという思いで、公立病院を民間移譲して病床を守ったというところであります。市内に高度急性期や急性期を補完するリハビリを含めた回復期を担う病床が必要で、市民の身近な場所に病院があることは大切であるということがその理由であります。高浜市立病院の移譲に関する協定書には、病院の建てかえを含んだ施設改修経費に対して、20億円を限度とした財政支援を行うと規定をされております。この経過の部分をもう一度確認させていただきたいと思います。よろしく願いします。

○副議長（浅岡保夫） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（磯村和志） 医療法人豊田会から移譲の条件といたしまして、老朽化した北棟の建てかえが提示をされました際に、北棟の建設費として見積もりました20億円を後年、実際に建てかえを行った折に2億円ずつ10年にわたって補助することで合意に至っております。

当時、病院の北棟は建設から25年が経過をし、附帯設備を初めとした施設の老朽化が著しく、

近い将来に大規模な改修工事が必要になることは明らかでした。このため、豊田会に負担を押しつけるのではなく、補助金として負担することとし、債務負担行為の設定につきまして議会で承認を頂戴しております。

○副議長（浅岡保夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 先ほども言いましたけれども、地域包括ケアシステムというのが高齢化の進展とか地域資源に大きな差がある中で、市町村が地域の自主性や主体性に基づいて、地域の特性に応じて構築をしていくことだということ国の方から言われております。

その中で、地域包括ケアシステムには地域密着型の中小病院、200床未満が含まれていることを考えれば、この20億円を単なる建設費の財政支援という位置づけで終わらせるのではなくて、その価値を高めるために、地域医療に対する貢献を求めていくべきではないかというふうを考えるんですけども、それについての見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（浅岡保夫） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（磯村和志） 現在の制度では、大病院の入院日数の短縮が進められております。手術を終えた患者はより早い段階で退院をし、外来受診しながら自宅で生活することになります。一方で、高齢者人口が増加をし、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯の割合がどんどん高まっております。このような状況において必要とされる医療環境は、急性期治療を終えた患者に対して、在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する回復期の機能です。

さらに、病気や障がいを持った人が住みなれた地域で安心して暮らし続けるためには、24時間365日対応することができる機能強化型の訪問看護ステーションが必要で、重症度の高い患者からみとりまで対応可能になります。高浜分院の建てかえに当たりましては、従来からの診療に加えまして、こういった新しい医療ニーズに添えていただくことを要望し、20億円の財政支援を行ってまいります。

○副議長（浅岡保夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） まさにあのときの協定書に書いてあるからみたいな話ではなくて、今から新たな病院というか、移転新築でつくるということであるのであれば、高浜市にとって、高浜市民にとってどういう病院の姿というのが有益なんだということをしっかりと考えるということと、それと、きょう多くの方が一般質問されましたけれども、やっぱり財政的な不安感というのは、これは否めないわけですよ。だから、その両輪をしっかりと持って豊田会との交渉に当たっていただくということが一番大事なかなということを思います。

必要な病院であれば、必要な費用というものはかかるわけです。だけれども、それがサービスとしてしっかりと市民の方に返ってくるのであれば、それ自体は病院にあげたお金とかということではなくて、高浜市民にサービスとして出したお金であるという判断もできるわけでありまして、ぜひそのところを、しっかりとその両輪を持ってやっていただくことをお願いしていきたいと

いうふうに思います。

特に、多分こちらの要望がこうだあだと、先ほど今こういうことを要望していきますよという答弁がありましたけれども、要望することが高浜市行政の仕事じゃないですよ。やっていただくことが仕事ではないですよ。その病院を使って何をやるんだ、市と一緒に何をやっていくんだということが行政の本来やらなきゃいけないことですから、だから、病院の姿、形が見えてきてからが本来の行政の仕事であるということの思うわけです。その姿を思い浮かべたときに、自分たちがやりやすい、医療行政がやりやすい病院の姿でなければ、当然仕事として成り立ちませんよね。目指す姿、目標地点が病院を移転新築することであつたりだとか、病院がここまではやれるかなといったところまで一生懸命要望を出して、何とかそういう機能を持ってもらいましたというところが目標点になっていませんか。それがちょっと違うかなという気がします。ちょっとじゃないですよ、絶対的に違いますよね。でき上がってから病院とやっていくのが行政の仕事ですよ。地域包括ケアシステムの中心に病院があつて、そのネットワークをきちんとコーディネートして、それを回していく、これが行政の仕事ですよ。

ですから、目標点はもっと先だと思うんですよ。我々議会も、議員の中にもそうやって考えてみえる方がいるのかもしれませんが。目の前のことではないですよ。ぜひそれをしっかりと頭の中に入れて進めていただくことをお願いしたいと思いますし、それと、これも同じように議会のほうにできる限り情報提供をお願いしたいなということを要望しておきたいと思います。

それで、今、答弁でお話がありましたけれども、機能分化というものが進んできた中で今後必要になってくるのは、急性期後の回復期の病床であります。厚生労働省も回復期病床に対しては、肺炎の短期入院などの軽度急性期も含んでいるという見解も出されております。現在の医療法人豊田会というのは、3次救急の刈谷豊田総合病院本院を初め、高度急性期から慢性期までの病床を持つ病院の複合体といってもいいと思います。また、豊田のブランド力もあります。医療レベルも非常に高いです。

高浜市の地域医療の中で、高浜分院にどのような医療を担っていただくのかということにあわせて、市が目指す地域包括ケアシステムの中で、高浜分院にどのような役割を求めていくかという点をしっかりとまとめていただきたい。今後の交渉に、そのために当たっていただきたいということをもう一度伝えたいと思います。

それと、今、刈谷豊田総合病院と市内の民間医療機関とが地域医療ネットワークというシステムでつながっておると思いますけれども、これも予約に関しては非常に評判がいい。要は余分なお金にとられずに済むということもあつて、それから、聞くところによると、ドクターの利用率も非常に高いということも伺っております。そういう部分でいうと、この強みというものは最大限発揮をしていただきたいと思いますけれども、この中で、先ほど言ったように短期入院の方々、結局、民間診療所の方でドクターが、例えばふだん診ている患者さんで、ちょっとレントゲンを

撮ったら肺に影があるというようなことがあったときに、少しちょっと入院させてくれないかなというような対応というのは、本当にごくまれにあると思うんですよ。ごくまれにあるというのは何かといたら、それは多分使い勝手がそんなにわかっていないですからね。そういう連携がまだとれていませんから。だけれども、考えられることとして十分にあり得ることですので、そういった部分に関しては、どのような形で豊田会のほうに依頼をしていくような思いがあるのか伺いたいと思うんですけれども。

○副議長（浅岡保夫） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（磯村和志） これまでも課題でありました肺炎による短期入院に代表されます急性期に至らない入院機能につきましては、今後、高浜分院の機能として見込まれる回復期病床の枠組みの中で対応していただくよう協議をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○副議長（浅岡保夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ぜひその部分は、地域包括ケア病床という部分もあるかとは思いますが、しっかりと交渉をしていただきたいということを思います。

それで、これもちょっと受け売りで恐縮なんですけれども、この間の介護サミットのときに日本医師会の総合政策研究機構の櫃本先生が言われておったんですけれども、今後というのは、生活を分断しない医療と介護の必要性があるということ、それから、入院の目的というのは、治癒ではなくて生活に戻ることであるということも言われておりました。これは、やっぱり病院を市立病院としての形で持っているわけではなくても、病院との連携をしっかりとやっていくんだということがあるのであれば、そういう認識を行政がしっかり持っていただいて、それを市民のほうに伝えていくということがすごく大事なことではないかなということを思います。

これは市民意識の変革につなげていかないと、やっぱり救急病院が何で救急をやらないんだとかという声がいまだにあるというのは、そういったところもつながっているのかなという気がいたします。今の入院というのは、生活に戻るための入院なんだということをこれはドクターの声として言われておりますので、ぜひお伝えをいただければなということを思っております。

それから、もう一つ言われておったのは、少子高齢化というのが進んでいく中で、よく介護の世界で騎馬戦型とか肩車型とかというふうに、支える側が3人だとか支える側が1人だとかというようなことを言われておりますけれども、これは権丈先生も言われていましたが、就労人口の問題であって、結局例えば高齢の方だとか女性が少し働いていただくだけで就労人口というのはふえるんですね。要は分母がふえるわけですよ。

だから、高齢の方で非就労の方を支えるということを考えると、これは櫃本先生が言われていたと思いますが、時々医療、時々介護、時々就労という考え方をぜひ高齢の方々にお伝えをいただけないかなということを思います。就労もこれはよくボランティアとかということで、例えば

公園の整備をやっていただいたりだとか、例えば子供にいろんなことを教えてくれたりだとか、こういうことをやっている方は今でもみえますよ。みえますが、もしかしたらこういうことをやって稼げるかもしれないと思って、どんどん稼いでいただく、そういったことも今からは大事じゃないかなという気がするんですよ。

ですから、例えば起業支援でもそうですけれども、若い人だけじゃなくてもいいじゃないですか。例えば70歳の方、75歳の方が起業したいから支援してくれと行って来てもいいと思うんですよ。そういったこともどんどんネットワークとしてつなげていくことによって、今言った時々病院も行くよ、それから、時々デイサービスも行くけれども、でも、稼ぐことも稼ぐんだわというような、元気な高齢者の方々というものをつくっていくということも大事なのかなという気がいたします。

それから、分院に関しては、もう一回言わせていただきますけれども、分院に何をやっていただくのかではなくて、分院とともに高浜が何をやるのかというところ、これをしっかりと出していきたい。これだけはぜひよろしく願いをいたします。

それでは、在宅医療推進についてお伺いをしたいと思います。

国が進める在宅医療の考え方について、市内の開業医との連携という部分でどのようなアクションを起こしていくのかということ、これに関して地域包括ケアの分野というのは高浜が先行している部分もあると思いますけれども、在宅医療、在宅介護の連携推進というのがきちんとスタートできるためには、やはり開業医の方々との連携というのは大事だというふうに思います。

平成24年には、国のモデル事業で在宅医療連携拠点モデル事業というものに取り組んでおられましたけれども、可能な限り住みなれた地域で生活を継続することができるような包括的な支援やサービスを医療との連携を図りつつ行うものということであったと思いますが、当時の成果とその後見えてきた課題についてお伺いをしたいと思います。

○副議長（浅岡保夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） このモデル事業実施当時から、医療依存度が高い状態で退院し、自宅で生活する方が増加をしており、退院から在宅へ介護保険制度の申請と同時に在宅生活が始まるなど、切れ目のない医療と介護の連携が求められておりました。

住みなれた自宅や地域で生活するためには、支援を必要とする方の生活は24時間であり、毎日連続した支えが必要となります。とりわけ在宅医療が必要となる方には、医師による医療的な判断をもとにした訪問介護を初めとした医療系のサービスと、訪問介護を初めとした介護系のサービスなど、サービスの複合的なマネジメントが必要となることが意識として共有をされました。

平成25年度から高浜分院が訪問看護ステーションを開設したことは大変心強いものとなりました。また、中核医療機関である刈谷豊田総合病院と圏域内の診療所をインターネットで結び、オンライン化を図る地域医療ネットワーク、こちらの構築は医療と医療をつなぐツールとして現在

では定着をしております。一方で、同時期に実施をしました定期巡回・随時対応型訪問介護・看護については、それほど多くの利用につながっていないというのが現状であります。

○副議長（浅岡保夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 訪問看護に関しましては、非常に多くの方が御利用になっているということをお伺いしておりますけれども、定期巡回の随時対応型訪問介護・看護は多くの方に利用されていないというお話がありましたが、これ利用者が少ないと絶対に事業者としては回っていきませんので、やっぱり上手にネットワークで結んであげて、狭隘な高浜市だからこそ事業所が成り立ってやっていけるんだというようなところで行政も少し手を差し伸べてあげるといいのかなという気がいたします。ぜひともケアマネなどの専門職、そういった方々から利用者にこういうものがありますよということをお伝えしていただいて、掘り起こしていただくことによって利用者の増加につながり、事業者さんがメリットを持って事業をなし得るということが大事なことだと思いますので、そのところはお願いをしておきたいと思っております。

それでは、次に、地域医療ネットワークについては、刈谷豊田総合病院との連携と在宅医療連携の双方に関連するということになりますけれども、この地域医療ネットワークの現状について確認をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○副議長（浅岡保夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） 地域医療ネットワークにつきましては、刈谷豊田総合病院と高浜市を含む圏域内の診療所をインターネットで結び、紹介時の健診予約ですとか検査予約、こちらの効率化、さらには診療情報の共有化を図るツールとして平成24年10月から接続が開始され、定着をしております。

救急患者の集中緩和のほか、かかりつけ医の利用促進と在宅医療の充実に大きく寄与してまいりました。平成29年度にはネットワークシステムの更新が予定をされており、市としましても、更新費用を来年度予算に計上していくことを予定しております。

以上であります。

○副議長（浅岡保夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 先ほどの福祉行政の質問の中で、在宅医療と介護の連携について答弁をいただきましたけれども、介護保険事業として、高浜市を含む刈谷医師会の中で連携に取り組んでいかれるということですのでけれども、導入されるスキームについて教えていただきたいと思います。

○副議長（浅岡保夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） ICT、こちらを活用したネットワークについては、医療と医療をつなぐネットワークとして地域医療ネットワークがありますが、今回は刈谷医師会の3市、高浜市、刈谷市、知立市の3市が同じシステムで運用を開始します。このシステムは医療と介護をつなぎ、多職種連携を支える情報共有ネットワークとなります。今回の導入については、刈谷医師会の在

宅医療サポートセンターが調整の主体となることから、市としましても期待をしています。

具体的なシステムの内容は、かかりつけ医と訪問看護事業所の看護師や訪問介護事業所の介護士など多職種をつなぐ電子連絡帳が基本となります。電子連絡帳専用のパソコンやタブレットにより個人単位の状況や状態を確認し、情報共有を行うとともに、必要な情報を互いに書き込むというものになります。また、メール感覚で情報を登録することができ、登録された内容は時系列で表示がされます。当然市としましては、地域包括支援センターとともに福祉まるごと相談グループで専用タブレットを複数台用意する予定をしております。

この情報共有ネットワークにつきましては、介護保険の地域支援事業として位置づけられ、第7期の介護保険事業計画が始まる平成30年4月までには実施することとされていることから、市としましては、来年度中に事業を実施することで現在事務を進めております。

以上でございます。

○副議長（浅岡保夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ありがとうございます。

医療と医療をつなぐだけではなくて、医療と介護をつなぐという新しいネットワークツールという話でございます。先ほどの定期巡回の随時対応型の訪問介護・看護もそうですが、こういったものを上手に活用していくと、それが結びついていくのかな、利用ももう少し利用率も上がるんじゃないかなというふうに思うんですけども、この新たな多職種連携の情報共有ネットワーク、これもしっかり活用していただきたいと思っておりますけれども、医療・医療と医療・介護というネットワークツールですけれども、この2つに関しての活用というものに関しては、どのように進めていかれるのかお伺いをしたいと思います。

○副議長（浅岡保夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） 御質問のとおり、こうした2つのネットワークはツールにしかすぎません。このツールを活用することによって、医療や介護を提供する側、そして、医療や介護を受ける市民の方、双方にメリットがいかんを感じていただくか、これが成功の鍵になると思っております。

新たなネットワークにつきましては、地域包括支援センターに配置をさせていただく予定でありますので、市としてもPR、そして、利用促進に努めていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○副議長（浅岡保夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ありがとうございます。

きょうはいろいろとお伺いしてきたんですけども、2018年度、平成30年度というのは診療報酬改定、それから、介護報酬改定と地域医療計画、介護保険事業計画、国民健康保険の都道府県化のスタートということで、一斉にいろんなことが変わるという可能性があります。ただし、消

費税の関係があるので、社会保障のところにとりだけ税が投入できるかということによって、これらの改定が大きく変わってくると思います。

ですから、来年1年間の国の動向というものも非常に見なければならぬ大事な時期ですけども、ただ、介護保険に関しては、保険者は高浜市でありますし、現場ですので、高浜に住まわれている方々が何を望んでいるのかということをも十分に把握して事業計画をつくっていただきたいですし、病院との交渉もやっていただきたいということが今回の一般質問の一番言いたかったところでありました。聞きたいところでもあり、言いたかったところでもありました。

これも介護保険サミットで言われておりましたけれども、厚生労働省の老健局の老人保健課長、鈴木課長が地域包括ケアシステムというのは全国合意だとはっきり言われました。というのは、これをやらなきゃだめなんだという話です。もう一つ、学者の先生方も多かったものですから、地域包括ケアシステムという言い方と地域包括ケアネットワークという、そういう2派があるという話もありましたが、私はどちらかというネットワーク派でありまして、システムというのは、きちんと作り上げて、これをやりなさいという与えられたようなものになるんですよ。だけれども、やるのは現場なんです。だから、やっぱりネットワークというのは高浜独自でつくっていただいて、それをいかに行政がコーディネートする、どのようにコーディネートしていくかということと、それをしっかりとつなげる、回すこと、そういったことが大事であるということだと思います。

それからもう一つ、これはお願いしておきますけれども、在宅医療に関しても、これもやっぱりドクターの御理解と御協力がなければなかなか進まないところがあるのかもしれない。ただし、医師というのは、診療所というのは任命権者が愛知県にありますから、これも厚労省の鈴木課長が言ってみえましたが、在宅医療というのは市町村と郡市医師会の話し合いというのは郡市医師会から働きかけていかなきゃいけないぐらい大事なことなんだよということも言ってみえました。だから、うちの場合は任命権者が愛知県ですので、愛知県へしっかりと働きかけをしていただいて、郡市医師会のほうからしっかりと在宅医療に取り組むような形での話し合いを行政に持ってくるようなこと、これは例えば市長会ですとか、そういったところから声を上げていただきたいということも思っております。

最後になりますけれども……

○副議長（浅岡保夫） 北川議員、あと3分です。

○13番（北川広人） ありがとうございます。

最後になりますけれども、高浜がやってきたこの福祉に関する部分というのは、決して間違いはなかったというふうに思っております。今考えれば、市立病院の民間移譲もやっぱりやってよかったんだなということも思います。ですから、今回のこの移転新築に関しても、しっかりと進めて、将来の高浜の市民が「あのときというのはこういう議論があったんだけど、やって



よかったんだな」と言えるような姿にしていきたいなと思います。

最後になりますが、吉岡市長、何かございましたらコメントをいただければと思います。

○副議長（浅岡保夫） 市長。

○市長（吉岡初浩） いろいろと御提言をいただきまして、ありがとうございました。

ツールは確かにツール、そして、システムはシステム、仕組みは仕組みということで、これはうまく活用しなければ、それこそ絵に描いた餅であります。おっしゃるように、やはり病院を高浜市に残すということで皆さん努力をされてきた経緯があります。そして、ずっと関係を続けてきた病院というのは、これから高浜市の将来を考えれば、いわゆる地域包括ケアを考えたときに必ず大きな力になるというふうに思っております。

交渉に当たっては、今までの経緯も含めて我々も努力をして、ぜひ高浜市のこれからの医療、福祉の行政に役立つような、そんな取り組みを我々のほうは一緒にパートナーとしてやっていけるような、そんな取り組みをしていくから高浜市にあって事業を行っていただきたい、そんな形でお話をさせていただきたいなというふうに思っております。よろしくお願いします。

○副議長（浅岡保夫） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ありがとうございました。大事な1年になると思います。ぜひともよろしくお願いします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（浅岡保夫） 本日は、これをもって一般質問を打ち切ります。

あすは、引き続き午前10時より再開いたします。

本日は、これをもって散会いたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午後4時54分散会

---